

水哉子卷之上譯注 (その一)

履軒幽人著
名畑嘉則譯注

序

中井履軒（一七三二—一八一七）は、江戸中期の大阪の儒者で、名は積徳、字は處叔、通稱は徳二、履軒幽人はその號。別號に天樂樓主人などがある。履軒は中井塾庵の次男で、竹山の弟に當る。五井蘭洲に朱子學を學び、竹山とともに大坂の學問所・懷德堂の全盛期を支えたが、懷德堂學主として活躍した竹山とは對照的に、社交を好まず、私塾・水哉館での經學や理學の研究に専心した。その研究の成果は、『七經雕題』『七經逢原』『諸韻瑚璉』『履軒古韻』『水哉子』『越俎弄筆』『弊帚』『華胥國物語』など數多くの著作として遺されている。その學問は、朱子學を出發點としながらも、朱熹存在論の主要理論たる理氣二元論は否定するなど、教條主義とは無縁の、合理精神に基づく實證主義を宗としたとされる。

『水哉子』は、履軒が折々に自分の思索、考證や傳聞などを書き貯めたものを纏めた、いわゆる隨筆のジャンルに屬する作品であ

るが、その論述の中にも彼の學問の特徴たる合理精神は大いに發揮されていると言える。ただしそればかりではなく、一方では、かなり強引な主張や奇を衒うがごとき議論など、その反骨精神を窺わせる部分も間々見受けられ、この點もまた誠に興味深い。『水哉子』の傳來や刊行の經緯等については、大阪大學が運営する「WEB懷德堂」内のデータベース「新建懷德堂」所載の解題に詳しいので、その文面を左に引かせて頂く。

中井履軒の自筆隨筆集。「水哉」は、『孟子』離婁（りろう）篇の「水なる哉、水なる哉」という文に基づいたもので、履軒の私塾の名（水哉館）にも用いられている。本書は、履軒が讀書の際に氣づいたことを書きためたもので、例えば、「皇」という國字の由來や豊臣秀吉の逸事など、極めて廣範な内容のものである。

本書の表紙裏側に「天生奇進」の印があることから、履軒の曾孫にあたる中井木菟麻呂（號は天生）が所有していたも

のであることが分かる。『水哉子』は、昭和5年(1930)、關儀一郎(せきぎいちろう)によって刊行されている(『日本儒林叢書』第7卷所收)。この刊本の校訂は木菟麻呂が行ない、校語も記しているが、それによれば、履軒自筆の『水哉子』としては、もともと草稿本と正本との二種類があった。懷徳堂文庫所蔵のものは、その内の草稿本と思われる。木菟麻呂は正本を所有しておらず、草稿本と古本屋で入手した寫本、大阪府立圖書館所蔵の寫本等とを併せて、刊本(日本儒林叢書本)を校訂した。

草稿本と刊本とを比較してみると、草稿本では、各章の配列は雑然としているのに對し、刊本では個々の章の内容により、覆載(ふうさい)(天地)・庶物(しょぶつ)(色々な物)・器服(きぶつ)(道具)・祭祀(さいし)(祭祀)・異端・記述・雜の3卷7篇に整然と分類されている。また、草稿本では、推敲の跡が至る所に見られ、各章の下にはそれぞれ、○・△のどちらか一方の記號がつけられている。これらの記號は履軒が正本を作成する際につけたものらしく、○のついたものは刊本に採られているが、逆に△のついたものは採られていない。以上のような相違点と、『天樂樓書籍遺藏目錄』に「『水哉子』五冊」とあることを併せて考えると、履軒はこの草稿本を基に、正本『水哉子』五冊を作成したものと思われる。なお、同日録でこの草稿本については明記されてい

ないが、「先生眞蹟草稿色々」という記録があり、おそらくその中に含まれていたのではないかと思われる。

本稿は、藤女子大學文學部における二〇〇九年度「漢文學演習Ⅱ」の成果に基づく。この年度の演習には、佐々木佳奈子・佐藤育恵・竹田奈津美・堂腰彌生・村田由佳・渡邊早紀の計六名の受講者が参加し、一年間の演習を通じて、『日本儒林叢書』所收本『水哉子』全三巻を底本に、卷之上から卷之中の初めまでを読み終えた。本稿はそのうち卷之上の部分を纏めたものである。本稿の基礎となったのは、上記受講者が發表資料として作成、配布したレジュメ、および發表後にゼミでの指摘等を踏まえて改訂し提出した譯稿ではあるが、本稿中に誤讀や不適切な注解等が含まれるとすれば、それらはすべて最終的に加筆修正を加えて纏めた名畑の責任に歸するものである。

なお、本文の書き下しは基本的に底本(日本儒林叢書本)の返點に従ったが、幾つか訓み方を改めた箇所がある。また、本文の誤字脱字等については、書き下しに關わるような場合は、必要に応じて【校】を付し改めたが、些細なものはそのままにして譯文のみを改めてある。

覆載篇第一

《一》

日大於地、二百有餘倍矣。月小於地、僅居四分之一。其大小相懸如斯、而日月竝稱、若相對焉者、特由人言之耳。乃月之幸、而日之屈。

【書き下し】

日の地より大なること、二百有餘倍なり。月の地より小なること、僅かに四分の一に居り。其の大小相懸すること斯の如し。而るに日月竝稱して、相對する者の若きは、特だ人由り之を言ふのみ。乃ち月の幸にして日の屈なり。

【譯】

太陽は地球より大きく、二百倍以上もある。月は地球より小さく、わずか四分の一に止まる。太陽と月の大小の差がはるかにかけ離れていることはこのとおりである。しかるに日月を竝び稱して對等であるかのごとくに扱うのは、人の目から見て言っただけのことだ。これは月にとっては光榮なことだが、太陽にとっては屈辱である。

【注】

(一) 太陽の大きさについては、清・游藝『天經或問前集』卷三、日體大小「七曜之體惟日最大、其徑大于地二百六十五倍八之三」句下の割注に、「方素伯以半度推之、日徑大一十三里半也。若據百餘倍推之、則日徑大四百八十八萬四千零三十五里餘、在本天應據十七度、一十一萬八千三百零六里矣。此初函錯處。故素伯辨之。」とある。履軒に『天經或問雕題』（履軒の著作の題名にいう「雕題」とは、ある書物の欄外に注釋・批評等を記入した形式のものを指す）の著があり、『天經或問』のこの箇所に対して、「新測、日徑一萬四千五百五十三里。」「五十六萬里餘、大於地二百一十六倍餘。」の按語を付す（湯城吉信「中井履軒 天文・曆法・時法關係資料」へ大阪大學大學院文學研究科・文學部懷德堂センター「懷德堂センター報・二〇〇六」所收）に據る。以下、『天經或問雕題』の引用に關しては、一々斷らないが全て同資料に據る。なお、同資料は湯城吉信氏HP「湯城吉信のホームページ」にも電子テキストとして公開されている。この按語に云う所の「新測」とは、『履軒數聞』の「麻子測法」に、「日體徑、五十六萬里、一萬四千五百五十三里。去地一百六十三萬五千三百里。（句下に「千二百萬里」の見せ消ちあり）」（同資料）と見えるもので、「麻子」とは、履軒と交流のあった天文學者、麻田剛立を指す。因みに、現代の知識から言えば、太陽の直徑は約一、三九二、〇〇〇キロメー

トルで、地球の赤道直径二二、七四二キロメートルの約一一〇倍に相當する。なお、履軒の『天經或問雕題』に關して、詳しくは湯城氏論文「中井履軒の宇宙觀—その天文關係圖を讀む」(『日本中國學會報』第五十七號、二〇〇五年)を参照されたい。

(一) 『履軒數聞』「麻子測法」に、「地周圍、九千里(句下「八千三百六十六」の見せ消ち)」、「月體徑、七百二十里四、去地八萬一千九百里」とあるので、履軒に據れば月の直径は地球の四分の一ということになる。因みに、現代の知識に據れば、月の直径は約三、四七四キロメートルで、地球はその三・六七倍となる。

(三) 月と太陽を竝稱することについての批判は、次條《二》注(二)所引の『天經或問雕題』の按語にも見える。

《一》

太陽自與恆星爲對。如五緯與月、猶太陽之唾珠耳。豈肯與之伍哉。月又至遠、太陽有眼、恐不相識也。

【書き下し】

太陽は自ら恆星と對を爲す。五緯と月との如きは、猶ほ太陽の唾珠のごときのみ。豈に肯へて之と伍せんや。月又た至遠なれば、

太陽に眼有るも、恐らくは相識らざらん。

【譯】

太陽はもともと恆星と對等のものである。五緯や月は、太陽の唾の一粒も同然である。どうして太陽がその仲間になろうとするだろうか。また月は極めて遠いので、太陽に眼が有ったとして、おそらく氣が付くまい。

【注】

(一) 木・火・土・金・水の五星。漢・張衡「西京賦」(『文選』卷二)に「自我高祖之始入也、五緯相汁、以旅於東井。」とあり、その李善注に「五緯、五星也。」とある。

(二) 『天經或問前集』卷二、天體に、「其次太陽之天、照映世界、萬象取光、故在七曜之中也。」とあり、これ對する履軒『雕題』に次のようにある。

太陽之大、其視六曜蔑如。豈得與之伍哉。腐說可刪。蓋稱日月與五緯爲七曜者、人間之語耳。其實太陽自與恆天衆星爲對。如六曜猶太陽之唾珠耳。月又至小至遠、太陽况恐不相識也。人間乃竝稱爲日月爲陰陽、如相對者然、如相待者然、徒以各天遠近於地而致然也。乃月之幸而日之屈矣。

《三》

日譬眼也、地則一微塵矣。塵中有萬國、國中有萬物、而人者物中之一。其細如此、豈一一而能蒙太陽之顧眄哉。人苟知之、亦可
以釋災異之惑矣。

【書き下し】

日の、眼に譬ふるや、地は則ち一微塵なり。塵中に萬國有り。國中に萬物有り、而して人なる者は物中の一なり。其の細なること此の如くなれば、豈に一一にして能く太陽の顧眄を蒙らんや。人苟くも之を知れば、亦た以て災異の惑ひを釋くべし。

【譯】

太陽を眼球に例えるならば、地球は小さな塵の一つぶでしかない。その一つの塵の中に萬國があり、その國の中に萬物がある。そして人は、萬物のうちの一つに過ぎない。これほど細かいのであるから、どうして、一人ひとりが太陽の顧慮を受けるなどということがあるうか。このことを理解したならば、災異説の迷妄を脱することができるであらう。

【注】

(一) 『天經或問前集』卷二、太陽に「故居天之中、適得上下照映」とあり、これに對する履軒『雕題』に、「地之於日、猶微

塵之小耳。微塵中之萬物、豈能被太陽之顧眄哉、太陽亦能料涼熱之候而占居處哉」とある。

(二) 災異説とは、自然災害や異常現象が、天が人間社會に對して下した警告であり、人はそれを正しく讀み取り、適切に對應して、行動を改めなくてはならないとする思想。一種の迷信ではあるが、同時に政治批判の原理にもなりうるという二面性を持つていた。

《四》

古人云、減一尺地、則多一尺天。是言似是而非。蓋天自天、地自地、其中間爲大虛。然則天與虛之際、何以準。曰、旋轉者爲天、天之下不旋轉者爲虛。是故均火氣也。力大勢疾、直升而著天、則隨而旋轉。是爲彗孛、爲客星。力小勢緩、升不能到天、則不隨而旋轉、自走自墜。是爲雷、爲隕星。是天虛之辨也。〔其實彗星客星有定形、而出沒隱見有期。非乍生乍滅者。此姑用舊説爲譬耳。〕

【書き下し】

古人云ふ、「一尺の地を減ずれば、則ち一尺の天を多くす」と。是の言、是に似て非なり。蓋し天は自ら天、地は自ら地、其の間を大虚と爲す。然らば則ち天と虚との際は、何を以て準するか。曰く、旋轉する者を天と爲し、天の下の旋轉せざる者を虚と爲す。

是の故に均しく火氣なり。力大にして勢疾く、直ちに升りて天に著けば、則ち隨ひて旋轉す。是れ慧孛と爲し、客星と爲す。力小にして勢緩く、升るも天に到る能はざれば、則ち隨ひて旋轉せず、自ら走り自ら墜つ。是れ雷と爲し、隕星と爲す。是れ天虚の辨なり。〔その實、彗星・客星には定形有り、而して出沒隱見に期有り。乍ち生まれ乍ち滅ぶる者に非ず。此れ姑く舊説を用ひて譬と爲すのみ。〕

【譯】

古人は、「一尺地が減れば、一尺天が多くなる」と言った。

この言葉は正しいようで間違っている。思うに、天はもともと天、地はもともと地であつて、その中間が大虚である。だとすると、天と大虚との境界は何を基準とするのか。回転するものを天と言ひ、天の下で回転しないものを大虚とするのである。そういうわけだから（天も大虚も）同じく火の氣である。力が強くて勢いが速く、まっすぐ天まで昇り着くならば、天の動きに従つて回転する。これが彗星であり、客星である。力が弱くて勢いが緩く、昇つて行つても天に至ることができなければ、天の動きに従つて回転することはなく、それ自體で走り、墮ちていく。これが雷であり、隕石である。以上が天と虚の區分である。〔實は、彗星・客星には一定の形體があり、姿を現したり消えたりするのにも周期がある。生まれはすぐに消えてしまふようなものではない。ひとまず舊來の説を用いて譬としたまでである。〕

【注】

(一) 『天經或問前集』卷二、地體に、「曰、天地渾圓、本相聯繫。古人云、『減一尺地、則多一尺天。』然地亦天也。以其形言之謂之地。唯天虚晝夜運旋於外、地實確然不動於中也。」とある。なお、『天經或問』にいわゆる「古人」の語とは、もと、『朱子語類』卷九十八に録する問答に「問、氣塊然太虚、升降飛揚未嘗止息。曰、此張子所謂虚空即氣也。蓋天在四畔、地居其中、減得一尺地、遂有一尺氣、但人不見耳。」と見える朱熹の語を指すものようである。

(二) 大虚（太虚）は、古くは『莊子』知北遊に「是以不過乎輪、不遊乎大虚」、孫綽『遊天台山賦』（『文選』卷十二）に「太虚遼廓而無、運自然之妙有。」などと見え、大いなる虚空、天空を指す語であつたが、後代になると、特に北宋の張載が哲學的な意味を付與し、萬物を構成する氣の原初態を指す語として用いた。ここでは履軒は、宇宙空間（天）と地球（地）の間の緩衝領域、今日のいわゆる「大氣圏」のような意味合いで用いていると思われる。

(三) 注（一）所掲の『天經或問』の文に對する履軒『雕題』に次のようにある。

尺地増減之説、雖巧而舛理。蓋天自天、地自地、天地之間

爲太虛。然則天與虛之際、何以爲準。曰、旋轉者爲天。有物直升而着天則隨而旋轉焉。若客星彗孛、是也。升而不到天、則不隨天而旋轉。其究必隕。若雷雨隕星是也。故天之下不旋轉者爲太虛。

(四) 『天經或問前集』卷二、地體、「地圓則無處非中」句下の注「天内有氣、故時結爲攙槍彗孛諸星。」に付せられた履軒「雕題」に、「彗孛不可偏爲天内之氣、宜本於地中火氣。」「一說、客星彗孛有定形、而隱見出沒有時。理或然、此則當別論。非此章所及。」とある。

(五) 以下、原文・【書き下し】・【譯】、および【注】に引く文章のうち、「」で括つてある部分は、底本もしくは原據における割注（または小字の文）である。

《五》

太虚中、自然有墜下之氣、四面向内、故地凝然不動。以四面皆天、無可墜之處故也。

【書き下し】

大虚中に、自然に墜下するの氣有り、四面より内に向かふ。故に地、凝然として動かず。四面皆天にして、墜すべき處無きを以ての故なり。

【譯】

大虚の中には、下に向かおうとする氣が自然に生じ、周圍から中心に向かつてゆく。そのため大地はじつと止まって動かない。周りがすべて天で、落ちるべき場所が無いからである。

【注】

(一) 『天經或問前集』卷二、地體に「天裹著他。運旋之氣、升降不息、四面緊塞、不容展側」とあり、これに對する履軒「雕題」に、「大虚中自然有墜下之氣、四面向内、故地凝然不動耳。四面皆天、而無可墜之故也。」「大虚寬抱、不可謂『四面緊塞』。」「其謂四面墜下之氣爲旋轉之末勢、可也。不可謂地直靠旋轉之氣而凝定。」とある。

《六》

韓詩外傳曰、而雨者、何也。曰、無何也。猶不零而雨也。星墜木鳴、國人皆恐、何也。曰、是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。恠之可也。畏之非也。夫日月之薄蝕、恠星之晝見、風雨之時、是無世而不可有也。上明政平、是雖莖至、無傷也。上闇政險、是雖無一、無益也。零雨之說、既出荀子。今人以零雨爲文中子、以天變不足懼爲康澄王安石、而不知其所本。

【書き下し】

韓詩外傳に曰く、「『零こして雨あめふるは、何ぞや』と。曰く、『何も無きなり。猶ほ零せずして雨ふるがごときなり』と。『星墜ち木鳴り、國人皆恐るるは、何ぞや』と。曰く、『是れ天地の變、陰陽の化、物の罕まに至る者なり。之を怪あやしむは可なるも、之を畏るるは非なり。夫れ日月の薄蝕し、恆星かいていの晝ひるに見あらはれ、風雨の時ならざる、是れ世として嘗て有らざる無きなり。上明かみあかにして、政平まつりごとらかなれば、是れ竝いっび至ると雖も、傷無きなり。上闇かみあんにして、政險まつりごとなれば、是れ一も無しと雖も、益無きなり』と。零雨の説は、既に荀子に出づ。今人、零雨を以て文中子と爲し、天變あそ懼るるに足らざるを以て、康澄・王安石と爲すも、其の本づく所を知らず。

【譯】

『韓詩外傳』(一)に云う、「『雨乞いをして雨が降るのは、どういうわけか』。『別に何でもない。雨乞いをしないで雨が降ると同じである』。『隕石が落ち、木々が唸ると、民が皆恐れるのは、どういふことか』。『これは天地の變化、陰陽の變化のうちでも、ごくまれに生じる事柄に過ぎない。これを不思議がるのは差し支えないが、畏れるのは間違っている。太陽や月の光が薄くなったり蝕になったり、見慣れぬ星が晝間に現れたり、季節外れ

の時期に風雨が發生したり、といった現象は、起こらぬなどとは無かつた。君主が聰明で政治が公正に行われてゐるならば、このような天地の異變が同時に降りかかつて來たとしても、支障はない。君主が暗愚で政治が混亂してゐるなら、天地の異變が一つも起こらなくても、何の益もない』。雨乞いの説は、既に『荀子』に出ている。(二)今の世の人は、雨乞いと言へば文中子(三)と稱し、天變懼るるに足らずと言へば康澄・王安石(四)と稱するが、彼らが本づくものを知らないのである。

【注】

(一) 『韓詩外傳』卷二に次のようにある。

傳曰、零而雨者、何也。曰、無何也。猶不零而雨也。星墜木鳴、國人皆恐、何也。是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。怪之可也。畏之非也。夫日月之薄蝕、怪星之晝見、風雨之不時、是無世而嘗有也。上明政平、是雖竝至、無傷也。上闇政險、是雖無一、無益也。

(二) 『荀子』天論篇に次のようにある。

星隊木鳴、國人皆恐。曰、是何也。曰、無何也。是天地之變、陰陽之化、物之罕至者也。怪之、可也。而畏之、非也。夫日月之有蝕、風雨之不時、怪星之黨見、是無世而不常有之。上明而政平、則是雖竝世起、無傷也。上闇而政險、則是雖無一至者、無益也。夫星之隊、木之鳴、是天地之變、陰陽之化、

物之罕至者也。怪之、可也。而畏之、非也。雩而雨、何也。

曰、無何也、猶不雩而雨也。日月食而救之、天旱而雩、卜筮然後決大事、非以爲得求也、以文之也。故君子以爲文、而百姓以爲神。以爲文則吉、以爲神則凶也。

(三) 文中子は、隋の學者・王通の諡。ただし、その問答録たる『中説』には雩雨に關する記述は見えず、雩雨(雨乞い)と王通との關係については未詳。今、取りあえず参考までに二案を擧げておく。

その一。唐代傳奇に「李靖行雨(または李衛公靖)」と題する一篇あり(李復言『續玄怪録』所收)。唐の建國の功臣・李靖が若いころ、寄寓した山村から鹿の群れを追ううちに龍宮に迷い込み、龍王の母君より、外出中の龍王に代り天馬に乗つて早魃の地上に雨を降らす仕事を頼まれるのだが、瓶子から水を一滴垂らせば足りると言われたのに、世話になつた村民の爲によかれと思つて餘計に垂らしたため地上では洪水になつてしまふ、という話。ここには文中子は登場しないが、この話を元にした楊潮觀(二七一〇〜一七八八)の雜劇「李衛公替龍行雨」(『吟風閣雜劇』所收)では、李靖が過失により大水を引き起こした後、師である文中子から、「大事をなすには好意がかえつて仇となる場合がある。無心で事に當るに如くはない」との訓戒を受ける話に加わる。年代的に見て、履軒が楊氏の雜劇を踏まえたと考えるのは少々難しいが、楊氏の作は民間の物語を踏

まてているらしいから、或いはこれに類した話を履軒が耳にしていたのであるかもしれない。なお、李靖が文中子(王通)の教えを受けたことは、杜淹「文中子世家」(『文中子』附録)に見える。

その二は、「文中子」を、春秋時代の臧文仲(「文仲」子)を指すと取るもの。後漢・王充「論衡」明雩篇に、「魯文公間、歲大旱。臧文仲曰、修城郭、貶食省用、務蓄勸分。文仲知非政、故徒修備、不改政治。變復之家、見變輒歸於政、不揆政之無非。見異懼惑、變易操行、以不宜改而變、只取災焉。」とある。魯の文公の治世に早魃が起こつた際、臧文仲は、城郭の修理や節約・勸農などを説くのみで、政道を改めよとは説かなかつたが、それは彼が天變と政治の感應關係を否定したからだ、とする論で、その意味では本文の趣旨に合致する。ただし、本文の「文中子」を臧文仲と取れば、後文の「彼らが本づくもの(其所本)」の句が解し難い。つまり、臧文仲は春秋時代の人であるから、戰國以降の文獻である『荀子』や『韓詩外傳』に本づくのでは年代が合わぬことになつてしまふ。

(四) 康澄は、五代・後唐の人。明宗に仕えた際、上奏して次のように述べた。

是知國家有不足懼者五、有深可畏者六。陰陽不調不足懼、三辰失行不足懼、小人訛言不足懼、山崩川涸不足懼、蝥賊傷稼不足懼、此不足懼者五也。賢人藏匿深可畏、四民遷業深可

畏、上下相祢深可畏、廉恥道消深可畏、毀譽亂眞深可畏、直言蔑聞深可畏、此深可畏者六也。(『舊五代史』唐書、明宗本紀)

王安石は、北宋の人。眞宗に仕えて宰相となり、新法を制して數々の改革を行った。『宋史』王安石傳に次のようにある。

安石性強伎、遇事無可否、自信所見、執意不回。至議變法、而在廷交執不可、安石傳經義、出己意、辯論輒數百言、眾不能誦。甚者謂「天變不足畏、祖宗不足法、人言不足恤。」

《七》

方今制度之鄙、文字之謬、凡事不雅馴者、皆斥爲和習。然俗習不獨吾邦有之、漢人固有焉。其謂高山天地之中、天傾西北、地不足於東南、天地爲吾覆載、日月爲吾照臨、星辰爲吾參列、草木爲吾生殖、昆蟲爲吾動伏、故自日月之會食、以至昆蟲草木之翼、莫不自咎而相責焉、陋夫。謂之漢習、不亦可乎。奈之何、此方之人、而相傲之爲哉。暨衣食行事、雖經傳載者、亦有不雅馴者、一歸之於漢習、可也。不必作貶議。

【書き下し】

方今、制度の鄙なる、文字の謬れる、凡そ事の雅馴ならざる者は、皆斥けて和習と爲す。然れども俗習は獨り吾が邦にのみ之有

るにあらず、漢人に固より焉有り。其の謂へらく、高山は天地の中なり、天は西北に傾き、地は東南に足らず、天地は吾が爲に覆載し、日月は吾が爲に照臨し、星辰は吾が爲に參列し、草木は吾が爲に生殖し、昆蟲は吾が爲に動伏す。と。故に日月の會食より、以て昆蟲草木の異に至るまで、自ら咎めて相責めざること莫し。陋なるかな。之を漢習と謂ふも、亦た可ならずや。之を奈何せん、此の方の人にして、相傲ひて之を爲すを。暨衣食行事、經傳に載する者と雖も、亦た雅馴ならざる者有れば、一に之を漢習に歸して、可なり。必ずしも貶議を作さず。

【譯】

現今、制度が遅れていたり、文字の使用を誤ったり、およそ物事の洗練されていないものは、みな責め咎めて和習と呼ぶ。しかし、俗習というものは、何も我が國にのみあるわけではない。もとより漢土の人々にもある。例えば、高山が天地の中心である。だとか、天は西北に傾いて、地は東南の方角が缺けている。だとか、天地は我々を覆ったり載せたりしている。だとか、太陽や月は我々の爲に照らし、星々は我々の爲に星座をなしている。だとか、草木は我々の爲に生殖するだとか、昆蟲は我々の爲に活動したり潜伏したりするだとか言う。そういうわけで、日月の衝や食から、昆蟲・草木の怪異に至るまで、(爲政者は)自ら責め咎めぬことはない。まことに馬鹿げたことで、これを漢習と呼ん

でも差し支えないであろう。だというのに、我が國の人がその迷信の眞似をするのだからどうしようもない。この他にも、衣服・飲食や行事で、經傳に記載されているものであつても、洗練されていないものがあれば、それらもすべて漢習に含めてしまえばよく、非難を加える必要はない。

【注】

- (一) 『太平御覽』卷三十九、地部四、高山に、「白虎通曰、中央之嵩、獨加嵩高字者何。中央居四方之中而高、故曰嵩高山。」、北宋の華鎮「渾天論」(『雲溪居士集』卷十九)に、「北極之南五十有五度、而當嵩高之上、嵩高天地之中也。」とある。
- (二) 『淮南子』天文訓に、「天傾西北、故日月星辰移焉。地不滿東南、故水潦塵埃歸焉。」とある。
- (三) 『禮記』中庸に、「天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所降、凡有血氣者、莫不尊親。」とあり、また、唐・李泌「長歌行」詩「天覆吾、地載吾。天地生吾有意無、不殊絕粒昇天衡。」などの例がある。
- (四) 『毛詩』小雅、小明に、「明明上天、照臨下土。」とあり、また、南宋・戴復古「董叔宏黃伯厚載酒黃塘送別」詩「多情今夜月、爲我照吟蓬。」などの例がある。

《八》

戰國之時、三越冬不能出師、以雪深也。北胡擾漢、多以冬。雖有雪、不太深也。即以北極出地推之、吾越居三十七八度、正與漢之冀州相直。其燕代以北、是四十度以上。蓋沙磧平曠、乏雲雨之氣、則雖寒裂膚、而雪不多也。

【書さ下し】

戰國の時、三越冬さんえつとうに師を出だす能はざるは、雪深きを以てなり。北胡ほくこの漢を擾ぜうするは、多く冬を以てす。雪有りと雖も、太だしくは深からざればなり。即ち北極出地を以て之を推すに、吾が越は三十七八度に居り、正に漢の冀州きしゅうと相直る。其の燕・代より以北は、是れ四十度以上なり。蓋し沙磧平曠させきへいくわうにして、雲雨の氣に乏しければ、則ち寒きこと膚を裂くと雖も、而れども雪多からざるなり。

【譯】

(わが國で)戰國時代に、三越(越前・越中・越後)が冬に軍隊を出すことができなかったのは、雪が深かったからである。(漢土で)北方の異民族が漢を侵略するのは、冬季が多かった。雪は降つても餘り深くは積もらないからである。北極出地ほくごくしゅつちでもって推し量つてみると、わが國の越は、三十七、八度に位置し、ちょうど漢の冀州きしゅうに相當する。漢土の燕や代たいより北の地は四十

度以上になる。これらの地は平坦な砂漠が廣がり、濕氣が乏しいため、肌があかざれになるほど寒いのに、雪は多くないのである。

【注】

(一) 「北極出地」とは、訓ずれば「北極の地を出づること」で、地上から北極星を見た時の、水平線から上がった角度を言う。

觀測地點の緯度にはば該當する。「北極出地」の古い用例としては、『宋書』天文志に引く三國呉の王蕃「渾天說」中に、「周天三百六十五度五百八十九分度之百四十五、半露地上、半在地下。其「端謂之南極・北極。北極出地三十六度、南極入地亦三十六度、兩極相去一百八十二度半強。」と見える。

(二) 漢代の冀州は、今の河北省から河南省北部にかけての地域。州都の信都縣は現在の冀州市。

(三) 燕は周代の諸侯國の一つで、今の河北省北部から遼寧省南部の地。國都の薊は現在の北京市。代はもと春秋時代の國で、後に蔚縣うゑけんとなった。今の河北省張家口市の南、北京市の西。

(四) 『天經或問前集』卷四、雪霰の文「大小雪之節後、地自出北極二十七八度起、出度愈多、雪則愈盛、大小暑之月後、地自出南極二十七八度起、出度愈多、雪亦愈盛。」に對する履軒

『雕題』に次のようにある。

「地自出北極」、不通、當作「北極出地」。下文南極亦然。

戰國之時、三越冬不能出師、以雪深也。北胡擾漢多以冬、

雖有雪不大深也。若以北極出地論之、吾越居三七八度、正與漢之冀州相直。若燕代以北是四十度以上、而雪却少於吾越、何也。蓋山林深邃能起雲雨者、雪則多也。乃平曠沙磧、雖寒裂膚而乏雲雨之氣、則不能雪矣。是又不可不知。

寒煖大數雖以地之南北、亦因山川之形勢、時有相反者。是又不可不知。

《九》

漢土殷周以前、天下無總號。後世稱其世、爲殷爲周、亦繫之王者云爾。其實殷也周也、是王國之名、特稱畿內者、非包畿外而稱也。詩曰、行歸于周、書曰、盡執拘以歸于周、可以見已。又稱天下歸殷歸周。其未有天下、亦是殷也周也。既有天下、亦是殷也周也。號固無大小矣。凡封建之世、皆是。秦漢以下、郡縣天下、則國號遂爲天下之號。以無畿內外之別也。但漢仍有諸侯王、則侯國指天子之國爲漢。所謂漢遣二千石、繩以漢法、是也。魏晉以下、不復有是語。

【書き下し】

漢土、殷周より以前、天下に總號そうごう無し。後世、其の世を稱するに、殷と爲し周と爲すは、亦た之を王者に繋かけて云ふのみ。其の實は殷や周や、是れ王國の名、特だ畿内をのみ稱する者にして、

畿外を包^かねて稱するに非ざるなり。詩に曰く、「行きて周に歸す」と、書に曰く、「盡く執拘し以て周に歸れ」と、以て見るべきのみ。亦た屢々天下殷に歸し周に歸するを稱す。それ未だ天下を有せざるも、亦た是れ殷なり周なり。既に天下を有するも、亦た是れ殷なり周なり。號は固より大小無し。凡そ封建の世は、皆是れなり。秦漢より以下、天下に郡縣すれば、則ち國號遂に天下の號と爲る。畿内外の別無きを以てなり。但だ漢は仍諸侯王有れば、則ち侯國、天子の國を指して漢と爲す。所謂漢二千石を遣はし、繩^{ただ}すに漢法を以てす、とは是れなり。魏晉より以下、復た是の語有らず。

【譯】

漢土では、殷周より以前には、天下を總稱する呼び名がなかった。後世、その時代を稱する際には、殷と呼び周と呼ぶが、王者に結び付けてそう呼んでいるまでである。實際には、殷とか周とかいうのは、王國の名であつて、畿内を稱したものに過ぎず、畿外を含めた呼稱ではない。『詩』に「行きつく先は最後には周に至る」とあり、『書』に「ことごとく捕らえて、周に送れ」とある。ことごとく、それが分かる。またしはしは、天下が殷に歸屬する、周に歸屬する、などと云うが、また天下を所有していない時でも、殷であり周であつたし、天下を所有してからも、殷であり周であつた。呼び名にはもともと大小の區別はないので

ある。およそ封建制の時代には、みな同様であつた。秦漢以來の王朝では、天下に郡縣を置いたので、その國の呼び名がそのまま天下の呼び名となつた。畿内・畿外の區別がなくなつたからである。ただ漢には依然として諸侯王がいたので、諸侯の國が皇帝の國を呼ぶ際には漢と稱した。いわゆる、漢は（諸侯の國に）祿高二千石の官を派遣し、漢法を基準として治めさせた、というのがそれである。魏晉より後にはもうこのようない方はしない。

(一) 『毛詩』小雅、都人士に「行歸于周、萬民所望。」とある。この「周」について、毛傳に「周、忠信也。」、鄭箋に「于、於也。都人之士所行、要歸於忠信。」と云い、忠信の徳と解するが、朱熹の集傳では「周、鎬京也。」と、周都・鎬京を指すと解する。履軒はこの朱熹の解に従う。

(二) 『尚書』酒誥に「厥或誥曰、羣飲汝勿佚、盡執拘以歸于周、予其殺。」とあり、孔傳に「其有誥汝、曰、民羣聚飲酒、不用上命、則汝收捕之、勿令失也。盡執拘羣飲酒者、以歸於京師。我其擇罪重者、而殺之。」と解する。

(三) 例えば、『孟子』公孫丑上に「天下歸殷久矣、久則難變也。」、『史記』齊太公世家に「天下三分、其二歸周者、太公之謀計居多。」とある。

(四) 『史記』五宗世家に、漢朝廷が諸侯國に相または俸給二千石の官員を派遣し、漢法に則つて治めさせたことを載せる。五

宗世家の本文に云う。

膠西于王端、以孝景前三年吳楚七國反破後、端用皇子爲膠西王。端爲人賊戾、又陰痿。……相二千石往者、奉漢法以治、端輒求其罪告之、無罪者詐藥殺之。所以設詐究變、彊足以距諫、智足以飾非。相・二千石從王治、則漢繩以法。故膠西小國、而所殺傷二千石甚衆。

右の「漢繩以法」句は、履軒の「繩以漢法」の文面に類似するが、あるいは履軒は『史記』のこの句を踏まえて作文したのかもしれない。ただし、『史記』の方は、「膠西王の惡虐に迎合して統治を行う相や二千石に對して、漢朝廷は法に照らして處斷した」という文脈であり、同じく法に従つて治めるのである。その主體および對象が異なる。なお、五宗世家の贊には、漢が二千石を各國に派遣するに至る經緯を説明して次のように述べる。

太史公曰、高祖時、諸侯皆賦、得自除内史以下、漢獨爲置丞相、黃金印。諸侯自除御史・廷尉正・博士、擬於天子。自吳楚反後、五宗王世、漢爲置二千石、去丞相曰相、銀印。諸侯獨得食租稅、奪之權。其後諸侯貧者、或乘牛車也。

《十》

宋史遼國傳曰、遼之境土、有五京六府、東京道曰遼陽府、即古

朝鮮國。當時高麗亦服屬於遼。而云云者、古朝鮮、本在三韓之西也。後人傳會、以三韓爲箕子國、而朝鮮遂爲其國號耳。若古朝鮮遼陽之地、實未嘗入其版圖也。高麗傳乃云、高麗即周之朝鮮。是則流俗之謬說、不足信焉。要之、古朝鮮在鴨綠之西、遼水之東也。

【書き下し】

宋史遼國傳に曰く、「遼之境土に、五京六府有り、東京道を遼陽府と曰ふ。即ち古の朝鮮國なり」と。當時高麗も亦た遼に服屬し、而して云云する者は、古の朝鮮、本三韓の西に在ればなり。後人傳會し、三韓を以て箕子の國と爲し、而して朝鮮遂に其の國號と爲るのみ。古の朝鮮、遼陽の地の若きは、實は未だ嘗て其の版圖に入らざるなり。高麗傳に乃ち云ふ、「高麗は即ち周の朝鮮なり」と、是れ則ち流俗の謬說にして、信するに足らず。之を要するに、古の朝鮮は鴨綠の西、遼水の東に在るなり。

【譯】

『宋史』遼國傳に、「遼の領土には五京と六府がある。東京道を遼陽府と言ひ、これは昔の朝鮮國にあたる」とある。當時、高麗も遼の屬國となつていたのに、なおこのように述べているのは、昔の朝鮮が本来、三韓の西にあつたからである。後の人がこじつけて、三韓を箕子の國と見なしたので、朝鮮がそのまま三韓の國號となつたまでである。昔の朝鮮である遼陽の地は、實

際は未だ嘗て三韓の版圖に入つたことがない^三。しかるに高麗傳に、「高麗は周代の朝鮮にあたる」と云うのは^四、俗流の間違つた説であり、信じるに足りない。要するに、昔の朝鮮は鴨緑江の西、遼水の東にあつたのである^五。

(一) 『宋史』には遼國傳は存在しない。『遼史』地理志一に「總京五、府六、州、軍、城百五十有六、縣二百有九、部族五十有二、屬國六十」とあり、地理志二、東京道に「東京遼陽府、本朝鮮之地。」とある。

(二) 『史記』宋微子世家に、「於是武王乃封箕子於朝鮮、而不臣也。」とある。

(三) 遼東の地は、東晉末期(四〇四年)に高句麗好太王が後燕(五胡十六國の一)を破つて奪い取り、以後、六四五年に唐太宗に滅ぼされるまで高句麗が支配する。十世紀以降に韓半島を支配した高麗王朝は高句麗の繼承者を自稱するが、元來の高句麗は三韓の國とは見なし難いであらう。

(四) 『宋史』外國傳三、高麗傳に、「高麗、本曰高句驪。禹別九州、屬冀州之地、周爲箕子之國、漢之玄菟郡也」とある。

(五) 鴨緑江は、今の北朝鮮と中國との國境をなす川。吉林省東南にある白頭山(長白山)に源を發し、南西流して黄海に注ぐ。遼水は、別名遼河。中國東北地區南部の大河で、内蒙古の興安嶺の東側に源を發し、渾河・沙河・太子河などを合せ遼東灣に

注ぐ。

《十一》

今人所稱蝦夷、即古之肅慎國矣。非蝦夷。蝦夷本在吾域中、而今亡矣。乃妄指海北之國爲蝦夷。是誣之甚者。今松前一縣、斗入肅慎之地。謂之拓斥疆壤、則可。謂之吾邦域、則不可。肅慎、漢謂之挹婁、元魏謂之勿吉、隋唐謂之靺鞨。五代始稱女眞、後避契丹諱、更爲女直。即金之本國矣。吾國史、仍以肅慎稱之、讀爲安史法世。征蝦夷之役、屢與交兵、或遣軍襲其國、以絕蝦夷外援。若齊明末年、荐興舟師、率蝦夷伐肅慎。史筆歷歷可徵。奧壺碑、記靺鞨道里、又記蝦夷道里、則知弗若今人之憤憤也。今海商往來肅慎者、稱爲安幾阿邇、即安史法世之轉音。按後漢書東夷傳曰、挹婁國、古肅慎之國也。在天餘東北千餘里。東濱大海、南與北沃沮接、不知其北所極。善射、發入人目。弓長四尺、力如弩。矢用楛、長一尺八寸、歲石爲鏃、鏃皆施毒、中人即死。通典曰、蝦夷國、海島中小國也。其俗鬚長四尺、尤善弓矢。唐顯慶四年、隨倭國使人入朝。漢人斥吾邦爲海島、故曰海島中小國也。顯慶四年、當吾齊明帝五年。國史載、是歲遣使聘于唐、以陸奧蝦夷男女二人往。註、唐主問、蝦夷在何方。使人對曰、在東北。蝦夷幾種。對曰、三種。遠者爲都加留、次生蝦夷、近者熟蝦夷。今所將者、爲熟蝦夷。蝦夷之遠者、莫遠於都加留、則固不出吾邦域也。海外安

得有蝦夷焉哉。

【書き下し】

今人の稱する所の蝦夷は、即ち古の肅慎の國にして、蝦夷に非ず。蝦夷は本吾が域中に在り、而して今は亡し。乃ち妄りに海北の國を指して蝦夷と爲す。是れ誣ふことの甚だしき者なり。今松前の一縣は、肅慎の地に斗入す。之を疆壤を拓斥すと言へば、則ち可なり。之を吾が邦域と言へば、則ち不可なり。肅慎、漢には之を挹婁と謂ひ、元魏には之を勿吉と謂ひ、隋唐には之を靺鞨と謂ふ。五代始めて女眞と稱し、後に契丹の諱を避け、更めて女直と爲す。即ち金の本國なり。吾が國史に、仍ほ肅眞を以て之を稱し、讀みて安史法世と爲す。蝦夷を征するの役に、屢々與に兵を交へ、或いは軍を遣はして其の國を襲はしめ、以て蝦夷の外援を絶つ。齊明末年の若きは、荐りに舟師を興し、蝦夷を率ゐて肅眞を伐つ。史筆歴歴として徴すべし。奥の壺の碑に、靺鞨の道里を記し、また蝦夷の道を記せば、則ち今人の憤憤たるが若くならざるを知るなり。今海商の肅慎に往來する者、稱して安幾阿遼と爲すは、即ち安史法世の轉音なり。後漢書東夷傳に曰く、「挹婁國は、古の肅眞の國なり。夫餘の東北千餘里に在り。東は大海に濱り、南は北沃沮と接し、其の北の極まる所を知らず。射を善くし、發しては人の目に入る。弓の長さは四尺、力は弩の如し。矢には楛を用ひ、長さは一尺八寸、青石もて鏃と爲し、鏃に

は皆毒を施し、人に中れば即ち死す」と。通典に曰く、「蝦夷の國は、海島中の小國なり。其の俗、鬚の長さ四尺、尤も弓矢を善くす。唐の顯慶四年、倭國の使人に隨ひて入朝す」と。漢人吾が邦を斥けて海島と爲し、故に海島中の小國と曰ふなり。顯慶四年は、吾が齊明帝の五年に當る。國史に載す、是の歲、使を遣はして唐に聘するに、陸奥蝦夷の男女二人を以て往く、と。註に、唐主問ふ、蝦夷は何れの方にか在る、と。使人對へて曰く、東北に在り、と。蝦夷は幾種ありや、と。對へて曰く、三種なり。遠き者は都加留と爲し、次は生蝦夷、近き者は熟蝦夷なり。今將ある所の者は、熟蝦夷と爲す。蝦夷の遠き者、都加留より遠きは莫し、と。則ち固より吾が邦域を出でざるなり。海外に安くんぞ蝦夷有るを得んや。

【譯】

今の人々が蝦夷と呼んでいるのは、昔の肅慎の國であつて、本來の蝦夷ではない。蝦夷はもともと我が國の領域内にあつたが、今は亡びてしまつた。それなのに無闇に海の北の國を指して蝦夷と呼んでいるのは、欺瞞も甚だしい。現在、松前の一藩が肅慎の地に入り込んでいる。このことを領土を開拓したと稱するならば、吾が國土だと稱するのは間違つている。肅慎は、漢の時には挹婁と呼ばれ、元魏の時には勿吉と呼ばれ、隋唐の時には靺鞨と呼ばれた。五代になつて女眞と呼ばれるようになり、

後に契丹の諱を避けて女直と改めた。金の本國である。わが國史では依然として肅愼の名で記し、「あしはせ」と讀んでいた。蝦夷を討伐する戦役の際には、しばしば（肅愼と）兵を交えたり、あるいは軍を送つてその國を襲わせ、蝦夷に對する外からの援助を絶つたりしているし、齊明天皇の末年には、しきりに水軍を催し、蝦夷を率いて肅愼を討伐している。これらは歴史書に明らかな證據がある。陸奥の壺の碑には、鞅鞞までの距離を記し、また蝦夷までの距離を記す。今の人の混乱ぶりとは違つていたことがわかる。今、肅愼に行き來する海商が「安幾阿邇（あきあじ？）と呼ぶのは、安史法世の轉音である。『後漢書』東夷傳には、「挹婁國は、古の肅愼の國である。夫餘の東北千里餘りの所にあり、東は大海に面し、南は北沃沮に接して、その北は行きつくところを知らない。射に優れ、人の目を射抜くほどである。弓の長さは四尺、力は弩に等しい。矢には楛の材を使い、長さは一尺八寸、青石を鏃とし、鏃には毒を塗つて、人に中ればすぐに死ぬ」とある。『通典』には、「蝦夷の國は、海島の中の小國である。その風俗は鬚を伸ばすこと四尺、非常に弓矢に優れている。唐の顯慶四年（六五九年）に、倭國の使者に隨つて入朝した」とある。漢人は吾國をおととして海島と稱したので、海島中の小國と云うのである。顯慶四年は、吾が國の齊明帝の五年にあたる。國史の記載に據れば、この年、唐に使者を遣わした際、陸奥の蝦夷の男女二人を引き連れて行つたと

いう。その註に次のようにある。唐の帝が尋ねて云う、「蝦夷はどの方角にあるのか。」使者が答えて云う、「東北にあります。」「蝦夷にはどれだけ種類があるのか。」答えて云う、「三種類あります。遠い者は都加留といい、それに次ぐ者は生蝦夷といい、近い者は熟蝦夷といひます。今率いてきた者は熟蝦夷です。蝦夷の遠い者では、都加留より遠いものではありません。」この記事に據れば、もともと吾が國の領域を出ないのである。海の外にどうして蝦夷が存在し得ようか。

【註】

(一) 肅愼は、上古以來、中國東北の域外に住んでいたとされる民族の名であるが、實體は未詳。中國の古書に名が見える例としては、以下のようなものがある。

成王既伐東夷、肅愼來賀。王俾榮伯作賄肅愼之命。(『尚書』周官)

仲尼在陳、有隼集于陳侯之庭而死、楛矢貫之、石磬其長尺有咫。陳惠公使人以隼如仲尼之館問之。仲尼曰、「隼之來也遠矣。此肅愼氏之矢也。昔武王克商、通道于九夷・百蠻、使各以其方賄來貢、使無忘職業。於是肅愼氏貢楛矢・石磬、其長尺有咫。先王欲昭其令德之致遠也、以示後人、使永監焉、故銘其楛曰肅愼氏之貢矢、以分大姬、配虞胡公而封諸陳。古者、分同姓以珍玉、展親也。分異姓以遠方之職貢、使無忘服

也。故分陳以肅慎氏之貢。君若使有司求諸故府、其可得也。」

(一) 『國語』魯語下)

(二) 「入り込む」は、原文「斗入」。『史記』封禪書に「成山斗入海」とあり、唐・司馬貞の『史記索隱』に「斗入海、謂斗絕曲入海也。」とある。すなわち、斗絶（山などが鋭く切り立つ）して入り込むの意。

(三) 『三國志』魏書、東夷傳に以下のようにある。

挹婁在夫餘東北千餘里、濱大海、南與北沃沮接、未知其北所極。其土地多山險。其人形似夫餘、言語不與夫餘句麗同：其弓長四尺、力如弩、矢用楛、長尺八寸、青石爲鏃、古之肅慎氏之國也。善射、射人皆入目。矢施毒、人中皆死。

(四) 『魏書』勿吉傳に、「勿吉國、在高句麗北、舊肅慎國也。

邑落各自有長、不相總一。其人勁悍、於東夷最強。」とある。「元魏」は拓跋珪が建てた北魏のこと。拓跋珪が後に氏を元と改めたのでいう。

(五) 『隋書』靺鞨傳に以下のようにある。

靺鞨、在高麗之北、邑落俱有酋長、不相總一。凡有七種、其一號粟末部、與高麗相接、勝兵數千、多驍武、每寇高麗中。其二曰伯咄部、在粟末之北、勝兵七千。其三曰安車骨部、在伯咄東北。其四曰拂・部、在伯咄東。其五曰號室部、在拂・東。其六曰黑水部、在安車骨西北。其七曰白山部、在粟末東南。勝兵並不過三千、而黑水部尤爲勁健。自拂・以東、矢皆

石鏃、即古之肅慎氏也。

(六) 『金史』本紀一の序言に以下のようにある。なお、遼の興宗は諱を耶律宗眞という。

金之先出靺鞨氏、靺鞨本號勿吉、勿吉古肅慎地也。元魏時勿吉有七部、曰粟末部、曰博綽部、曰恩徽亭部、曰佛寧部、曰哈沙部、曰黑水部、曰白山部。隋稱靺鞨、而七部竝同。：黑水靺鞨居肅慎地、東瀕海、南接高麗、亦附于高麗。嘗以兵十五萬眾助高麗拒唐太宗、敗于安市。開元中、來朝、置黑水府、以部長爲都督・刺史、置長史監之。賜都督姓李氏、名獻誠、領黑水經略使。其後渤海盛強、黑水役屬之、朝貢遂絕。五代時、契丹盡取渤海地、而黑水靺鞨附屬於契丹。其在南者籍契丹、號熟女直。其在北者不在契丹籍、號生女直。生女直地有混同江・長白山・混同江亦號黑龍江、所謂「白山・黑水」是也。

(七) 日本の文獻にいう肅慎と中國古典にいう肅慎との關係について、履軒は同一視しているが、實際のところは未詳である。注(一)所掲の『尚書』『國語』の記事を見るに、中華に平和が齎された時に遠方から來賀する異民族の象徴として肅慎が意味づけられているようであり、わが國の史書はこうした意味づけを借りるため、東北遠方の異民族名の表記に「肅慎」の字を採用したかとも想像される。なお、肅慎には「あしはせ」と「みしはせ」の兩種の訓が傳えられているが、肅慎と同じ民族

を指すとされる鞅鞅が、「あしはせ」と訓じられることから、本来肅慎も「あしはせ」と訓むのが正しく、アとミの片仮名の古形が近いために誤解が生じたのであるう、との見方が有力である。因みに、『日本書紀』北野本訓で肅慎に「ミシムセ」の訓みを付するのは、「ミシハセ」の譌と見られる。

(八) 例えば、『日本書紀』に以下のような記事が見える。

(齊明天皇五年) 是月(三月)、遣阿倍臣、〔闕名。〕率船師一百八十艘、討蝦夷國。阿倍臣、簡集飽田・淳代二郡蝦夷二百四十一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百二十二人、其虜四人、膽振鉏蝦夷廿人於一所、而大饗賜祿。(膽振鉏、此云伊浮梨娑陞。)即以船一隻、與五色綵帛、祭彼地神。至肉入籠。時、問菟蝦夷膽鹿嶋・菟穗名、二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉。(肉入籠、此云之之梨姑。問菟、此云塗毘宇。菟穗名、此云宇保那。後方羊蹄、此云斯梨敵之。政所、蓋蝦夷郡乎。)隨膽鹿嶋等語、遂置郡領而歸。授道與與越國司位各一階、郡領與主政各一階。(或本云、阿倍引田臣比羅夫、與肅慎戰而歸、獻虜卅九人。)

(同六年)三月、遣阿倍臣、〔闕名。〕率船師二百艘、伐肅慎國。阿倍臣、以陸與蝦夷、令乘已船到大河側。於是渡嶋蝦夷一千餘、屯聚海畔、向河而營。々中二人進而急叫曰、肅慎船師多來、將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣。阿倍臣遣船、喚至兩箇蝦夷、問賊隱所與其船數。兩箇蝦夷、便指隱所曰、

船廿餘艘。即遣使喚。而不肯來。阿倍臣、乃積綵帛・兵鐵等於海畔、而令貪嗜。肅慎乃陳船師、繫羽於木、舉而爲旗。齊棹近來、停於淺處。從一船裏、出二老翁。廻行執視所積綵帛等物。便換著單衫、各提布一端、乘船還去。俄而老翁更來、脫置換衫、并置提布、乘船而退。阿倍臣遣數船使喚。不肯來、復於弊路辨嶋。食頃乞和。遂不肯聽。(弊路辨、度嶋之別也。)據已柵戰。于時、能登臣馬身龍、爲敵被殺。猶戰未倦之間、賊破殺己妻子。

(九) 「壺のいしぶみ」は、坂上田村麻呂が蝦夷遠征の際、壺の地で刻したとされる碑文。平安末期の顯昭の歌學書、『袖中抄』第十九、いしぶみの條に次のようにある。

いしぶみやけふのせばぬのはつく／＼にあひみてもなをかぬけさかな

顯昭云、いしぶみとは、陸奥のをくにつものいしぶみあり、日本のはてといへり。但田村將軍征夷之時、弓のはすにて、石の面に日本の中央のよしかきつけたれば、石文といふといへり。信家侍從の申しは、石の面ながさ四五丈許なるに、文ゑりつけたり。そのところをばつほと云々。それをつもといふ也。私云、みちのくには、東のはてと思へど、ゑぞの島はおほくて、千島ともいふは、陸地をいはんに、日本の中央にても侍にこそ。

後に江戸初期になつて「多賀城碑」が発見されると、これが

「壺のいしぶみ」に當るものと見なされた。

(一〇) 「多賀城碑」の碑文に以下のようにある。(原碑での改行箇所を／で示す。)

去京一千五百里／多賀城／去蝦夷國界一百二十里／去常陸國界四百十二里／去下野國界二百七十四里／去靺鞨國界三千里／西 此城歲龜元年歲次甲子按察使兼鎮守府將／軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置／也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山／節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守／府將軍藤原惠美朝臣朝獨修造也／天平寶字六年十二月一日

(一一) 扶餘とも書く。前一世紀ころから五世紀まで滿州北部にいたツングース系民族およびその國。五世紀末に勿吉(一説に高句麗)によつて滅ぼされた。

(一二) 沃沮は、前二世紀から五世紀、朝鮮半島北部に居住した部族。東沃沮と北沃沮があり、東沃沮はほぼ今の北朝鮮の鹹鏡道、北沃沮は圖們江流域に當る。五世紀初め、高句麗好太王により全域が高句麗の版圖に納められた。

(一三) 木の名。三國異・陸璣『毛詩草木鳥獸蟲魚疏』卷上、「椏檜濟濟」(詩・大雅・旱麓の句)の條に、「椏、其形似荊、而赤莖、似著。」とあり、荊の一種とされる。

(一四) 『後漢書』東夷列傳、挹婁の條に、「挹婁、古肅愼之國也。在天餘東北千餘里、東濱大海、南與北沃沮接、不知其北所極。」とある。

(一五) 唐・杜祐『通典』卷一百八十五、邊防一、東夷上に、「蝦夷國、海島中小國也。其使鬚長四尺、尤善弓矢。插箭於首、令人戴瓠而立、四十步射之、無不中者。大唐顯慶四年十月、隨倭國使人入朝。」とある。

(一六) 『日本書紀』卷二十六、齊明天皇五年に次のようにある。
秋七月朔丙子朔戊寅、遣小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使於唐國。仍以陸道輿蝦夷男女二人示唐天子。(伊吉連博德書曰、……(閏十月)十五日、乘驛入京。廿九日、馳到東京。天子在東京。卅日、天子相見問訊之、日本國天皇平安以不。使人謹答、天地合德自得平安。……天子問曰、此等蝦夷國有何方。使人謹答、國有東北。天子問曰、蝦夷幾種。使人謹答、類有三種。遠者名都加留、次者鹿蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歲入貢本國之朝。天子問曰、其國有五穀。使人謹答、無之。食肉存活。天子問曰、國有屋舍。使人謹答、無之。深山之中、止住樹本。天子重曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜恠。使人遠來辛苦。退在館裏。後更相見。)

《十二》

浪華西南海、曰茅渟海。古名也。萬葉集或稱珍海。雖非定名、而詩家一用之。亦不妨。

【書き下し】

浪華なにはの西南の海を、茅渟ちゆめの海と曰ふ。古名なり。萬葉集或は珍海と稱す。定名に非ずと雖も、而れども詩家いづに之を用ふ。亦た妨げず。

【譯】

浪華の西南の海を、茅渟の海という。古い呼び名である。『萬葉集』には「珍海」と書いた例がある。定まった名ではないが、詩家はもっぱらこれを用いる。それでも差し支えない。

【注】

(一) 『萬葉集』卷十一、旋頭歌、寄物陳思(二四八六)に、「珍海濱邊小松根深吾戀度人子妬(ちぬの海の濱邊の小松根深めて我れ戀ひわたる人の子ゆゑに)」（柿本人麻呂歌集）とある。
 (二) 例えば室鳩巢に、「茅渟海」と題して「泉界以南百里灣、茅渟海接葛城山。帆檣隱見孤洲外、郡國有無杳靄間。明月灑潮天地湧、白雲橫塞古今閑。褰帷近得神明宰、應是去珠浦口還。」なる詩がある(『後編鳩巢先生文集』卷之三、垂裕堂八詠)。なお、文脈上、「これを用いる」は「珍海」を指すとも取れるが、わが國の漢詩に「珍海」の用例は見當らぬようである。

《十三》

俗謂陸田爲島。字書無考。按晉傅玄疏曰、白田收至十餘斛、水田收數十斛。是白田二字、譌作一字也。

【書き下し】

俗に陸田りくでんを謂ひて島と爲す。字書に考ふる無し。按ずるに、晉の傅玄ふけんの疏に曰く、「白田はくでんは收めて十餘斛じゅうじやくに至り、水田は數十斛を收む」と。是れ白田の二字、譌あやまりて一字と作すなり。

【譯】

俗に陸田(水を溜めないはたけ)を島と書き表すが、字書の中に記載がない。按ずるに、晉の傅玄の疏に、「白田の收穫は十斛餘りに達し、水田の收穫は數十斛である」とある。この白田の二文字を、間違えて一字にしてしまったのだ。

【注】

(一) 『倭名類聚抄』元和古活字版(「勉誠社文庫」三三)所收)には、「島、續搜神記云、江南島種豆島、一曰陸田。(和名八太介。)」とあるが、『倭名類聚抄』の他のテキストでは「島」の字をいずれも「白田」に作る。なお、「續搜神記」とは晉・陶潛『搜神後記』の別名であるが、今本『搜神後記』にはこの文面は見えず、類似の文面として、卷九、鹿女脯の條に「淮南陳

氏、於田中種豆。」の句を見るのみ。(李劍國輯校『新輯搜神後記』へ中華書局・古體小説叢刊、二〇〇四年)にも「畠」に作る異本は引かれない。

(一) 『晉書』傅玄傳に次のようにある。

泰始四年、以爲御史中丞。時頗有水旱之災、玄復上疏曰、
「……其四曰、古以步百爲畝、今以二百四十步爲一畝、所覺過倍。近魏初課田、不務多其頃畝、但務修其功力、故白田收至十餘斛、水田收數十斛。自頃以來、日增田頃畝之課、而田兵益甚、功不能修理、至畝數斛已還、或不足以償種。非與曩時異天地、遇災害也、其病正在於務多頃畝而功不修耳。」

《十四》

王氏農書曰、架田一名葑田。以木縛架、爲曲田、繫浮水面、葑泥附木架上。葑即菰根也。根最繁、而善糾結。故南方有盜田。今羽中亦有之。但蘆菰芰芡、自相糾、載土而浮水。是天成、非人力。此爲不同耳。

【書き下し】

王氏農書に曰く、「架田は二に葑田と名づく。木を以て架を縛りて、曲田と爲し、繫ぎて水面に浮べ、葑泥、木架の上に附す。葑は即ち菰の根なり。根最も繁くして、善く糾結す。故に南方に

盜田有り」と。今羽中に亦た之有り。但し蘆菰芰芡、自ら相糾し、土を載せ水に浮く。是れ天成にして、人力に非ず。此れ同じからずと爲すのみ。

【譯】

『王氏農書』に云う、「架田は、またの名を葑田という。木を棚に縛りつけて、小さく區切られた田を作り、繫いで水面に浮べ、葑に泥を被せたものを木の棚の上に載せる。葑とは菰(マコモ)の根のことである。菰の根は最も密集して生えるので、互いにしっかりと絡まり合う。(架田は水の上を動くので) 故に南方では田を盗むということが起こるのである。」
○今の出羽地方にもこれ(水に浮ぶ島)がある。ただしそれは蘆や菰、芰や芡が自然と互いに振れ固まり、その上に土が溜まって水に浮いたものだ。つまり天然のものであって人工のものではない。その點が違っている。

【注】

(一) (一)この『農書』の引用は、明・楊慎『丹鉛餘錄』續録卷三、「澤草芒種」の左の記載に基づくか。

周禮、澤草所生種之芒種、注者不知其解。王氏農書云、即江南之架田也。架田一名葑田。以木縛架、爲曲田、繫浮水面。以葑泥附木架上。葑即菰根也。根最繁、而善糾結。以上泥著

上、刈去其蔓、便可耕種。江東淮南二處皆有之。東坡請開杭之西湖狀、謂水澗草生、漸成葑田、是也。其田隨水上下西東、故南方有盜田。然王氏謂葑田即周禮之澤草芒種、未有據、猶切疑之。

なお、原據である元・王禎『王氏農書』卷十一には次のようにある。

架田、架猶筏也。亦名葑田。集韻云、葑菰根也。葑亦作澗。江東有葑田、又淮東二廣皆有之。東坡請開杭之西湖狀、謂水澗草生、漸成葑田。考之農書云、若深水數澤、則有葑田以木縛爲田坵、浮繫水面、以葑泥附木架上、而種藝之。其木架田坵、隨水高下浮泛自不滄浸。周禮所謂澤草所生種之芒種、是也。

(二) 寺島良安『和漢三才圖會』(一七二三年頃)卷六十五、出羽の條に、「大沼。在最上郡佐澤。其沼(南北十六七丈、東西六七丈許)。内有小島大小二十四、各有名目、而每三月至七月、晴天則能浮游周旋也。人有祈願者、斥所志島、窺旋行、占吉凶。四月八日祭。」とある、大沼の浮島などを指すか。(橋南谿『東遊記』卷之五にも大沼の浮嶋の紹介がある。)

《十五》

胡元瑞論瑯琊王歌、長安十二門、光門最妍雅、渭水從隴來、浮

游渭橋下曰、長安雖詞家通用、至渭水渭橋、則斷爲關中無疑。長安地名、豈容他處通用哉。蓋以長安爲帝都之號、而他處通用者、恐出於明人之陋。不可以論唐宋也。然今人之謬妄、亦有所本。可爲發一祭。

【書き下し】

胡元瑞、瑯琊王歌の「長安の十二門、光門最も妍雅なり。渭水は隴より來り、浮游す渭橋の下」を論じて曰く、「長安は詞家通用すと雖も、渭水・渭橋に至りては、則ち斷じて關中と爲すこと疑ひ無し」と。長安の地名は、豈に他處に通用すべけんや。蓋し長安を以て帝都の號と爲して、他處に通用する者は、恐らくは明人の陋より出づるならん。以て唐宋を論すべからざるなり。然れども今人の謬妄も、亦た本づく所有り。爲に一祭を發すべし。

【譯】

胡元瑞は、瑯琊王歌の詩句、「長安の十二門のうち、光門が最も優美である。渭水は隴から流れ來り、渭橋の下に搖れ動く」を論じて云う、「長安なる語は詞人が廣く用いているが、(この詩の場合)渭水・渭橋とあるからには、關中であることは斷じて疑いない。」長安という地名を、どうして別の土地に通用してよいものだろうか。長安を帝都の呼び名と見なし、他の場所に通用するのは、明人の不見識から始まったものであろう。かような

間違いを基に唐宋の詩までを論じてはならない。ともあれ、今の人の間違いにも、やはりそれなりの理由はあるものだ。お笑いくさである。

【注】

(一) 『樂府詩集』卷二十五(横吹曲辭五)所收。全文は次の通り。

新買五尺刀、懸著中樑柱。一日三摩娑、劇於十五女。瑯琊復瑯琊、瑯琊大道王。陽春三月、單衫繡襦。東山看西水、水流磬石間。公死姥更嫁、孤兒甚可憐。瑯琊復瑯琊、瑯琊大道王。鹿鳴思長草、愁人思故鄉。長安十二門、光門最妍雅。渭水從龍來、浮游渭橋下。瑯琊復瑯琊、女郎大道王。孟陽三四月、移鋪逐陰涼。客行依主人、願得主人強。猛虎依深山、原得松柏長。憎馬高纏鬚、遙知身是龍。誰能騎此馬、唯有廣平公。

(二) 胡應麟(字は元瑞)『詩數』雜編卷三に次のようにある。

瑯琊王歌八曲、其音較企喙、稍嬋媛、蓋在南北之間。第五首云、長安十二門、光門最妍雅、渭水從陸來、浮游渭橋下。蓋是時姚興都關中、頗饒樂、寡兵爭。此歌必其時作。長安雖詞家通用、至渭水渭橋、則斷爲關中、無疑。或又以姚萇時歌。按萇都關中、事屬草創、旋即病殂、非也。

(三) 履軒はこのように言うが、長安を帝都の「代名詞」として

用いる歴史は實は相當に古い。例えば、早くは李白の「金陵」詩に「晉朝南渡日、此地舊長安」とあり、これは晉朝が南渡した後、建康(金陵、今の南京市)を都としたことを指す。また、南宋の陸游「對酒」詩に「長安不到十四載、酒徒往往成衰翁」と云うのは、作者が隆興元年に樞密院編修の官を辭して首都(行在所)の臨安(今の杭州市)を離れてから十四年を経つたことを指し、辛棄疾「菩薩蠻」詞に「西北望長安、可憐無數山」と詠うのは、金軍の手に落ちて久しい宋の本来の首都・汴京(今の開封市)に想いを馳せたものと解される。

(四) わが國の儒者が詩中に「長安」の語を用いた例としては、たとえば、伊藤仁齋「八月十五夜會緒方宗哲宅翫月」詩「月滿長安十萬戶、笙歌樽酒共歡情。」服部南郭「日本橋上歌」詩「囊錢日費長安米、自怪爲誰仍淹留。」などがある。前者は京都を、後者は江戸をそれぞれ「長安」に見立てたもの。

(五) 原文「可爲發一髮」、發髮は白い歯を見せて笑うこと。明・王世貞『弇州四部稿』卷一百十七、書牘二十八首、李于鱗に、「吳生奉五寸管、禦魑魅。吾曹詞筆、尚在百六、可發一髮。」とある。

《十六》

宋南渡、都臨安。以州治爲行宮、制度簡省。垂拱・大慶・文德

・紫宸・祥曦・集英六殿、隨筆事易名、實一殿。重華・慈福・壽慈・壽康四宮、重壽・寧福二殿、隨時異額、實一宮。延和・崇政等四殿、本一射殿。天章・龍圖等九閣、實天章一閣。大内尤廡隘、階墀三級。比於江南大家而已。嗟乎古今異域、相肖者何限。

【書き下し】

宋南渡し、臨安に都す。州治を以て行宮と爲せば、制度は簡省なり。垂拱・大慶・文德・紫宸・祥曦・集英の六殿は、事を筆するに隨ひて名を易ふるも、實は一殿なり。重華・慈福・壽慈・壽康の四宮、重壽・寧福の二殿は、時に隨ひて額を異にするも、實は一宮なり。延和・崇政等の四殿は、本一射殿なり。天章・龍圖等の九閣は、實は天章の一閣なり。大内は尤も廡隘にして、階墀二級なり。江南の大家に比するのみ。嗟乎古今域を異にするも、相に肖る者何ぞ限らんや。

【譯】

宋は南渡してから、臨安を都とした。州の行政廳を行宮としたため、制度は簡略で質素であつた。垂拱・大慶・文德・紫宸・祥曦・集英の六殿は、事柄を記録するに際して、その事柄ごとに呼び名を変えたが、實際は一つの殿であつた。重華・慈福・壽慈・壽康の四宮、重壽・寧福の二殿は、場合に應じて額を付け替えたが、實際は一つの宮である。延和・崇政等の四殿は、もともと一

つの射殿であつた。天章・龍圖等の九閣は、實際は天章の一閣だけであつた。皇宮はとりわけ低くて狭く、入口の階段は三段だけだつた。江南の大きい屋敷と同じ程度である。ああ、昔と今で時代が異なり、(漢土と日本で)土地も異なるのに、似ていることは何と限らないことであるか。

【注】

(一) 以上の南宋朝の宮殿に關する記述は、明・顧起元「説略」卷二十、居室の左の一節に據るか。

宋南渡、都臨安。以州治爲行宮、制度簡省。垂拱・大慶・文德・紫宸・祥曦・集英六殿、隨事易名、實一殿。重華・慈福・壽慈・壽康二宮、重壽・寧福二殿、隨時異額、實一宮。延和・崇政等四殿、本一射殿。天章・龍圖等九閣、實天章一閣。大内尤廡隘、階墀僅三級。比於江南大家而已。

なお、明・王世貞「弇州四部稿」卷一百六十六、宛委餘編十一にもこれと同文を收める(「壽康二宮」の誤りは兩者共通)。

『弇州四部稿』はさらに「寧福二殿」を「二殿」に誤る。顧起元(萬曆戊戌(一五九八年)の進士)は王世貞(一五二六—九〇)よりやや後輩にあたるが、どちらが原本でどちらがその抄襲であるのかは未詳。《四十四》に王世貞の詩が引かれることからすれば、履軒がその著作を讀んでいたことが確實であるから、『弇州四部稿』の方が参照元であつたかもしれない。

ずれにしても、源を辿れば『宋史』地理志一、京城、行在所の左の記事に基づく文章であることは疑いが無い。

建炎三年閏八月、高宗自建康如臨安、以州治爲行宮。宮室制度皆從簡省、不尚華飾。垂拱、大慶、文德、紫宸、祥曦、集英六殿、隨時易名、實一殿。重華、慈福、壽慈、壽康四宮、重壽、寧福二殿、隨時異額、實德壽一宮。延和、崇政、復古、選德四殿、本射殿也。慈寧殿、〔紹興九年、以太后有歸期建。〕欽先孝思殿、〔十五年建、在崇政殿東。〕翠寒堂、〔孝宗作。〕損齊、〔紹興末建、貯經史書、爲燕坐之所。〕東宮、〔在麗正門内、孝宗・莊文・景獻・光宗皆常居之。〕講筵所、資善堂。〔在行宮門内、因書院而作。〕天章、龍圖、寶文、顯猷、徽猷、敷文、煥章、華文、寶謨九閣、實天章一閣。

(二) 江戸期には、御所の建物は幕府の手で整備されていたが、律令制で云う所の諸省寮の類は有名無實（職名のみあつて建物はない）となつて、地下官人の家が省寮を兼ねる状態であつたという。幕末期に攝家一條家の臣として過ごした下橋敬長の講話速記、『幕末の宮廷』（平凡社・東洋文庫、一九七九年）附・維新前の宮廷生活、地下官人の項より、宮廷諸省の状況を語つた部分の一端を左に示す。

少外記しょうがいきになる家に平田というのがあつて、これが中務省なかつむせを兼ねています。……文殿ぶんだんは太政官の文殿即ち文庫の意味ですが、名義だけ残つていて實物はありません。そこで文殿を勤

める青木家の仕事は太政官印を預かることになつておるのですが、その官印も平生大外記の家で預かり、必要の時に青木へ渡すような始末です。……式部省は勸修寺家の近習谷口某の嘆願によつて、天保年間再興となりましたが、その功により谷口一軒で式部省を持つています、文官の位記に署名をするのが職分です。それから造酒みさか司史生みさかじしせい三軒のうち、一軒で酒波さかなみを兼ねています、酒波は酒を造る役ですが、例の名義だけです。

庶物篇第二

《十七》

左傳曰、青鳥氏司啓。所謂宇俱飛須、蓋青鳥矣。其鳴立春以後。故以命司啓之官也。東方朔所謂王母之使者。

【書き下し】

左傳に曰く、「青鳥せいとうし氏は啓けいを司つかさどる」と。所謂宇俱飛須うぐひす、蓋し青鳥ならん。其の鳴くは立春以後なり。故に以て司啓しけいの官を命ずるなり。東方朔とうほうしやくの所謂王母わうぼの使者なり。

【譯】

『左傳』に云う、「青鳥氏は立春・立夏を司る。」^(一) いわゆるウグイスが、この青鳥に當たるものであろう。^(二) 鳴きはじめるのが立春以後であるため、立春・立夏を司る官に任命されているのである。^(三) 東方朔のいわゆる西王母の使者である。^(四)

【注】

(一) 『春秋左氏傳』昭公十七年に次のようにある。

秋、邾子來朝、公與之宴。昭子問焉、曰、「少皞氏鳥名官、何故也。」邾子曰、「吾祖也、我知之。昔者黃帝氏以雲紀、故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀、故爲火師而火名。共工氏以水紀、故爲水師而水名。大皞氏以龍紀、故爲龍師而龍名。我高祖少皞之立也、鳳鳥適至、故紀於鳥、爲鳥師而鳥名、鳳鳥氏、歷正也。玄鳥氏、司分者也。伯趙氏、司至者也。青鳥氏、司啓者也。丹鳥氏、司閉者也。祝鳩氏、司徒也。睢鳩氏、司馬也。鴈鳩氏、司空也。爽鳩氏、司寇也。鵠鳩氏、司事也。五鳩、鳩民者也。五雉爲五工正、利器用、正度量、夷民者也。九扈爲九農正、扈民無淫者也。自顓頊以來、不能紀遠、乃紀於近。爲民師而命以民事、則不能故也。」仲尼聞之、見於邾子而學之。既而告人曰、「吾聞之、天子失官、官學在四夷、猶信。」

ここの「青鳥」の語に對し、杜預注では「青鳥、鶻鳩也。以

立春鳴、立夏止。」と云い、孔穎達疏では「『青鳥、鶻鳩』、爾雅無文。先儒相說耳。立春立夏謂之啓、此鳥以立春鳴、立夏止、故以名官、使之主立春立夏。」と解説する。なお、杜注にいう「鶻鳩、疏では鶻鳩」が何という種類の鳥に當るのかは、明・楊慎も「易通卦驗、立春楊柳津鶻鳩鳴、與左傳合。然未知此鳥今名爲何鳥也。」(『丹鉛餘錄』續錄卷六「鶻鳩」と述べるように、未詳である。

(二) 明・李時珍『本草綱目』卷四十九、禽之三でも、「鶻。〔食物。〕【釋名】黃鳥、〔詩經。〕黃鸝〔說文。〕鶻黃、〔爾雅。〕倉庚、〔月令。爾雅作商庚。〕青鳥、〔左傳。〕」と述べ、『左傳』の「青鳥」を鶻(鶻は別體)に當てる。ただし、日本のウグイスと中國の鶻とは別物で、學名でも、日本のウグイスは*Cettia diphone*であり、一方中國では「鶻」字を廣く各種の鳥の名に當てるが、黃鶻は*Oriolus chinensis*、柳鶻(黃柳鶻)は*Phylloscopus colaptes*、葦鶻(大葦鶻)は*Acrocephalus arundinaceus*など、いずれも日本のウグイスとは異なり、體の色や大きさ、鳴き聲なども違っている。履軒には本草畫冊『左九羅帖』の作があるが、その解説書というべき『畫齋』には、「青鳥・青雀・ウグイス」の項を立て、次のように云う。

青鳥氏司啓と春秋伝に見えたり。げに立春より鳴鳥なれば、司啓の官に名づけたるもむべなりや。東方朔が西王母の使なりといへるもこの青鳥なり。唐詩には西王母の事によりて

は青雀ともいへり。世俗に用ひなれたることにあれど、詩賦にはこれに鶯の字を用ゆるはひがごとくこそ。(湯城吉信「中井履軒『畫鷗』翻刻・解説」へ大阪大學大学院文學研究科・文學部懷徳堂センター『懷徳堂センター報二〇〇七』所収)に據る。『畫鷗』の引用については以下同じ。)

なお、『左九羅帖』に青鳥と黄鳥の圖を載せるが、それぞれウグイスとコウライウグイス(黄鶯)を描いたものと見られる。〔『左九羅帖』は、大阪大學「WEB懷徳堂」電子展示室で閲覧することができる。〕

(三) ウグイスが春を告げるということについて、寺島良安『和漢三才圖會』卷四十三、林禽類、鶯の條には、「渚山記云、鶯如鷓鴣而色蒼、每至正二月鳴曰春起。至三月止鳴曰春去。採茶之候也。呼爲報春鳥。」と述べるが、この引用は實は不正確で、まず書名は正しくは『顧渚山記』(唐・陸羽撰)。佚書であるため、この引用は『太平廣記』卷四百六十三、禽四に「顧渚山中有鳥、如鷓鴣而小、蒼黃色。每至正月二月、作聲云春起也。至三月四月、作聲云春去也。採茶人呼爲報春鳥。」と引くのに基づくと見られる。この『太平廣記』の文面を見る限りでは、鶯(もしくはウグイス)のことを言ったとは必ずしも受け取れない。なお、『和漢三才圖會』の後文に「蓋鶯形色、和漢大異也。但立春始轉也、聲清亮也、古今詩歌稱美之者、和漢不異也。」とあるから、寺島氏にも鶯とウグイスの違いについての認識は

あったようである。

(四) 『太平御覽』卷三十一、時序部十六、七月七日の條に引く『漢武帝故事』に、「又、七月七日、上於承華殿齋。其日忽有青鳥、從西方來、集殿前。上問東方朔、朔曰、此西王母欲來也。有頃王母至。有二青鳥如鳳、夾侍王母旁也。」とある。

〔十八〕

爾雅曰、鷓鴣、郭注、大如鷓鴣、色似鷓、好高飛作聲。今江東名之曰天鷄。今所謂雲雀、蓋是。

【書き下し】

爾雅に曰く、「鷓鴣てんぐなり」と、郭注に、「大きさは鷓鴣かたじけなくの如くして、色は鷓てんぐに似、好んで高く飛び聲を作す。今、江東、之に名づけて天鷄てんけいと曰ふ」と。今の所謂雲雀うんせきやくとは、蓋し是れなり。

【譯】

『爾雅』に「鷓てんぐは天鷄である」とあり、郭璞かくはくの注に「大きさは鷓鴣かたじけなくほどで、色は鷓てんぐに似ており、好んで高く飛び聲こゑをあげる。今、江南地方ではこれを天鷄と呼んでいる」とある。今のいわゆる雲雀うんせきやくがこれであろう。

【注】

(一) ミフウズラ。外形はキジ目ウズラ科のウズラに似るが、分類上はツル目ミフウズラ科に屬する。全長約十四センチと小型で、全體に地味な褐色で黒白の斑紋がある。足指は前三本のみ。

(二) 「爾雅」釋鳥に「鸚、天鷗」、郭璞注に「大如鸚雀、色似鸚、好高飛作聲。今江東名之曰天鷗」とある。

(三) 中國で「雲雀」は、古くは左思「魏都賦」(『文選』卷上六)に「雲雀踞蹇而矯首、壯翼擡鏤於青霄。」とあり、呂向注に「雲雀、鳳也。」とあるように鳳凰を指した。履軒「畫鷗」(『鸚・天鷗・天鷗・雲雀・告天子・ヒバリ』の條に次のようにある。

天鷗は爾雅に出たり。然るにこれを天籥といはばさらに趣あらんを、鷗は誤文にやあるらん。雲雀もよき名なり。崔禹錫食經に見えれば、唐の名なり。詩賦などに見えざれば、やまとことなりと思ふはひがごとぞ。

右に云う崔禹錫は、唐の人で、詩文が數百傳わるのみで事跡は未詳。その著「食經」も亡佚して傳わらない。履軒が指摘する用例は、『和名類聚抄』卷十八、羽族部、雲雀の條に、「崔禹錫食經云、雲雀、似雀而大。」と引かれるもの。ただし、中國のその他の古い文獻には、ヒバリを指して雲雀の二字を用いたと確かに認められる例は、管見の限り見出せない。(近代以降の文獻には用いられる。)

《十九》

本土土伎數、蓋思歸鳥也。非杜鵑。白香山詠思歸詩曰、「山中不棲鳥、夜半聲嚶嚶。似道思歸樂、行人掩泣聽。」

【書き下し】

本土土伎數は、蓋し思歸鳥なり。杜鵑に非ず。白香山の思歸を詠ずるの詩に曰く、「山中に棲まざるの鳥、夜半聲嚶嚶たり。道ふに似たり思歸樂と、行人泣くを掩ひて聽く」と。

【譯】

ホトトギスは、思歸鳥のことであるらしい。杜鵑ではない。白香山の思歸を詠ずるの詩に云う、「山中に憩わない鳥は、夜中に盛んに鳴き交わす。その聲は『思歸樂(歸り樂しまんことを思う)』と言っているように聞こえる。旅人は涙を隠しつつこれを聽く。」

【注】

(一) 唐・雍陶「聞杜鵑」詩(『全唐詩』卷五百十八)に「蜀客春城聞蜀鳥、思歸聲引未歸心」とあり、明・李時珍「本草綱目」卷四十九、禽之三に、「杜鵑。〔拾遺〕。〔釋名〕杜宇、〔禽經。〕

子嵩〔音攜〕子規〔亦作秣歸〕鷓鴣〔音弟桂、亦作鷓鴣〕催歸〔亦作思歸〕怨鳥、周燕、〔說文。〕陽雀。〔時珍曰、蜀人見鷓而思杜宇、故呼杜鵑。說者遂謂杜宇化鷓、誤矣。鷓與子嵩・子規・鷓鴣・催歸諸名、皆因其聲、似各隨方言呼之而已。其鳴、若曰不如歸去。諺云陽雀叫鷓鴣、是矣。〕とあるように、中國における通例では杜鵑と思歸鳥は同じものと考えられている。

(二) 白居易の和答詩十首〔元稹の詩に答えたもの〕の「和思歸樂」詩〔『白氏長慶集』卷二〕に、「山中不棲鳥、夜半聲嚶嚶。似道思歸樂、行人掩泣聽。皆疑此山路、遷客多南征。憂憤氣不散、結化爲精靈。我謂此山鳥、本不因人生。人心自懷土、想作思歸鳴。……任意思歸樂、聲聲啼到明。」とある。香山居士は白居易の號。

《二十》

丸雉、山足置射窠、撒麥其前、操銃夜坐焉、雉出啄、輒丸之、莫不中者。近世一邦好君之、有十餘窠跡。人日獻其數、多少増減、及去來之蹊、莫不如言、視縣雉辨其窠。予嘗詰之、輒曰、不同如人面。邦君嘗使人分坐十窠、密識而試之、弗爽一云。嗚呼由此之術也、雉鳥之雌雄、豈難知哉。

【書き下し】

雉を丸つには、山足に射窠を置き、麥を其の前に撒き、銃を操りて夜に坐り、雉出でて啄むに、輒ち之を丸てば、中らざる者莫し。近世の一邦君之を好み、十餘の窠跡有り。人日々其の數を獻するに、多少増減、去來の蹊に及ぶまで、言の如くならざる莫く、縣雉を視て其の窠を辨ず。予嘗て之を詰ふに、輒ち曰く、「同じからざること人面の如し。邦君嘗て人をして十窠に分坐せしむるに、密かに識して之を試みるに、一を爽へず」云々と。嗚呼此の術に由るや、雉鳥の雌雄、豈に知り難からんや。

【譯】

雉を撃つには、山の麓に撃ち手が身を隠すための小屋を置いて、麥をその前に撒き、銃を取り夜のうちに小屋の中に座つて待ち構え、雉が出て来て啄んだらその都度それを撃つ、というようにしたなら、命中しないことがない。近ごろある藩主がこれを好み、十餘りの小屋を設けた。家來が日々取れた雉の數をご報告するに、獲れた數やその増減から、どの路で獲れたかまで、言い當てられないことがなく、吊るされた雉を見ただけでどの小屋で獲れたものか分つたという。私が以前このことを（家中の者に）聞いてみたところ、云うことには、「雉が一羽一羽」違つてゐることは人の顔と同様である。殿様がかつて十の小屋に人を配置して雉を撃たせた際に、密かに（雉に）しるしを付けて試してみたところ、

一つもお間違ひにならなかつた。」ああ、この術に由るならば、雉の雌雄が見分け難いなどということがどうしてあろうか。

【注】

(一) 雉の雌雄は、例えば『本草綱目』卷四十八に「雉南北皆有之。形大如鷄、而斑色繡翼。雄者文采而尾長、雌者文暗而尾短。」とあるように、本來非常に見分けやすいはずであり、履軒がどのように言うのはどういふわけか、よく分らない。

《二十一》

著聞集、平太經家善飼馬。毎夜半、以物一碟餌馬、不使人知之。其色白云。以平氏遺隸仕鎌倉、爲掌廄。按元史、天曆二年、詔四川、給鹽雲南、啖馬。註、亦奚不薛之地、所牧官馬、歲給鹽、以每月上寅日啖之、則馬健無疾。比_レ因亂、雲南無鹽、馬多死。故令四川給之。武備志引大白陰經曰、馬日給粟一斗、鹽三六爰草兩圍。据此、經家所飼、豈鹽邪。袋草子載已馬腹病咒歌二首。其一曰、鹽山耳、鹽家造、鹽綱耳、我馬繫、馬腹病。蓋馬腹疾、唯鹽可已之。故寓之咒歌耳。

【校】

へ1) 底本は「比」を「此」に誤る。『元史』の文面(注(二)所掲)により改めた。

【書き下し】

著聞集に、「平太經家善く馬を飼ふ。夜半毎に物一碟を以て馬に餌し、人をして之を知らしめず。其の色白し」云々と。平氏の遺隸を以て鎌倉に仕へ、掌廄と爲る。按ずるに、「元史に、「天曆二年、四川に詔して、鹽を雲南に給せしめ、馬に啖はす」と。註に、「亦奚不薛之地、牧する所の官馬に、歲ごとに鹽を給し、每月上寅の日を以て之を啖はせば、則ち馬健かにして疾無し。比亂に因りて、雲南に鹽無く、馬多く死す。故に四川に令して之を給せしむ」と。武備志に大白陰經を引きて曰く、「馬は日ごとに粟一斗、鹽三合、茭草兩圍を給す」と。此に据れば、經家の飼する所は、豈に鹽なるか。袋草子に馬の腹病を已むるの咒歌二首を載す。其の一に曰く、「鹽山に鹽家造る鹽綱に我が馬繫ぐ馬の腹病む」と。蓋し馬腹の疾は、唯だ鹽のみ之を已むべきならん。故にこれを咒歌に寓するのみ。

【口語訳】

『著聞集』に、「平太經家は馬を飼う上手で、夜半ごとに何かの物を一皿馬に食わせていたが、他人には教えなかつた。その物の色は白かつた」云々とある。(經家は)平氏の遺臣として鎌倉に仕え、廄を掌る官になつたといふ。按ずるに、『元史』に、「天曆二年に、四川に命じて鹽を雲南に送らせ、馬に食わたした」

とあり、註に、「亦奚不薛の地では、飼っている官馬に、一年ごとに鹽を支給し、毎月最初の寅の日にそれを食わせたので、馬は健康で病氣にならなかつた。このごろ、戦亂のため雲南では鹽が手に入らず、馬が多く死んだ。そこで四川に命じて鹽を供給させた」とある。『武備志』に『太白陰經』を引用して云う、「馬には毎日粟を一斗、鹽を三合、芟草まぐさを二かかえ與える。」これらに記載に據ると、經家が馬に與えていたものは鹽なのだろう。『袋草子』に、馬の腹病を止める呪いの歌を二首載せている。その一つに、「鹽山に鹽家造る鹽繩に吾が馬繫ぐ馬の腹病む」とある。馬の腹の病は、ただ鹽だけが止めることができるらしい。そこでそのことを呪い歌に託したのである。

【注】

(一) 『古今著聞集』卷第十、馬藝に次のようにある。

武藏國住人、つゞきの平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり。平家の郎等なりければ、鎌倉右大將めしとりて、景時にあづけられにけり。……(頼朝の御前で誰も乗りこなせなかつた陸奥の暴れ馬を乗りこなしてみせたため)……大きに感じ給て、勘當をゆるされて、廢別當になされにけり。かの經家が馬飼けるは、夜半ばかりにおきて、なに、かあるらん白き物を一かはらげばかり、手づからもて來りて、かならず飼けり。すべて夜くばかり物をくはせて、夜あくればはだけ髪

ゆはせて、馬の前には草一把もおかず。さわくとはかせてぞありける。……今の代には、かく程の馬飼もきこえず。その飼けるやうに傳へたる物なし。經家いふかひなく入海して死ければ、知者なし。口惜事也。

(二) この『元史』の引用は、清・姚之駟ようしん『元明事類鈔』卷二十八、走獸門に、「馬啖鹽。元史、文宗時、詔四川給鹽雲南、啖馬。注、亦奚不薛之地、所牧官馬、歲給鹽、以每月上寅日啖之、則無病。時雲南亂無鹽。故於川給之。」とあるのに據るか。なお、原據である『元史』に就いて見れば、文宗本紀四、至順二年の條に、「雲南行省言、『亦乞不薛之地、所牧國馬、歲給鹽、以每月上寅日啖之、則馬健無病。比因伯忽叛亂、雲南鹽不可到、馬多病死。』詔令四川行省以鹽給之。」の記事が見える。

(三) 明・茅元儀『武備志』卷百四十六、軍資乘、馬一、芻水に次のようにある。

太白陰經曰、……每馬一匹、給粟一斗、一月三石、六月十八石、一軍一馬、一日給粟一千二百五十石、一月三萬七千五百石、月二十二萬五千石。鹽、馬一匹、毎日給鹽三合、月九升、六月五斗四升、一軍一馬、一日給鹽六十七石五斗、一月一千四百九十五石。芟草、一馬日給芟兩圍、一月六十圍、六月三百六十圍、一軍一馬六月九十萬圍。

なお、原據の『太白陰經』卷五、人糧馬料篇第六十には次のようにある。

馬料、……一馬一日支粟一斗、一月三石、六箇月一十八石。

一軍馬一日支粟一千二百五十石、一月三萬七千五百石、六箇月二十三萬五千石。馬鹽、一日支鹽三合、一月九升、六箇月五斗四升。一軍馬日支鹽六十七石五斗、一月一千四百九十五石、六箇月八千七百九十石。茭草、一馬一日支草二圍、一月六十圍、六箇月三百六十圍、一軍軍馬六箇月九十萬圍。

(四)『袋草紙』上卷、「誦文の歌」に、「馬の腹痛む歌、しらなみをとりのきみのみとかとにつなぐわがむまたれか、どはむ、また云はく、しをやまにしをつかくるしほづなにわがむまつなくむまのはらやむ(鹽山に鹽塚作る鹽繩に我が馬繋ぐ馬の腹止む)」とある。歌の末尾を履軒が「馬腹痛」とするのは、「やむ」を「病む」と解したものと思われるが、「止む(已む)」が正しいであろう。なお、これと同様の歌が『二中歴』第九、醫方歴にも見える。詳しくは、繁田信一「呪文を唱える平安貴族―呪術者を必要としない呪術―(『國文學解釋と教材の研究』二〇〇五年四月號)、同「平安時代の和歌と呪術」(神奈川大學21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の體系化」Newsletter【非文字資料研究】二〇〇五年No.9所收)を参照。

《二十一》

豊國有蟲。頭如蜻蜓、黑色、翼如莎鷄、善鳴、好鬪。自野入牀下。正如鬪風蟋蟀之候。豈是邪。郷名喜南都都、其鳴鬪者皆雌云。

【書き下し】

豊國に蟲有り。頭は蜻蜓の如くして、黑色、翼は莎鷄の如くして、善く鳴き、鬪ひを好む。野より牀下に入ることに、正に鬪風の蟋蟀の候の如し。豈に是れなるか。郷名は喜南都都、其の鳴鬪する者は皆雌なりと、云々。

【譯】

豊後の國に蟲がいて、その頭はトンボのようで、色は黒く、羽はキリギリスのようでよく鳴き、鬪いを好む。野原から床下に入ってくることは、正に鬪風の(七月の詩に詠われる)蟋蟀の季節と同じである。これに當るものかもしれない。國での呼び名はキナツツといい、そのうち鳴いたり鬪ったりするのはみな雌だという。

【注】

(一)『毛詩』豳風、七月の詩に、「五月斯螽動股、六月莎鷄振羽。七月在野、八月在宇、九月在戶、十月蟋蟀、入我床下。穹窒熏鼠、塞回墻戶。嗟我婦子、曰爲改歲、入此室處。」とある。

(二) 履軒「書鱻」（鱻・キリギリス）の條に次のようにある。

コウロギはいづかたにもおほし。キリギリスにあらず。またハタハタをとらへてキリギリスといふもひがごとなめり。大和國には今もあり。ヤマコウロギといふ。豊後國にてはキナツツといふ。よくたたかふ。このむしコウロギより形大にて健なり。声高くしてよくすみり。

〔二十三〕

李笠翁曰、北海之鮮鱻、腹中有肋。甘美絶倫。世人以在鱻鯉腹中者爲西施乳。若與_レ此肋較短長、恐又有東家西家之別耳。所謂肋、非鷄肋之肋。未詳何物。疑今之雲腸。

〔校〕

〔一〕底本は「與」を脱す。『閑情偶寄』の文面（注（三）所掲）に従い補つた。

〔書き下し〕

李笠翁曰く、「北海の鮮鱻は、腹中に肋有り。甘美なること絶倫なり。世人は鱻鯉の腹中に在る者を以て西施乳と爲す。若し此の肋と短長を較ぶれば、恐らくは又た東家西家の別有らんのみ」と。所謂肋は、鷄肋の肋に非ず。未だ何物なるかを詳かにせず。疑ふらくは今の雲腸なるか。

〔譯〕

李笠翁が云う、「北海の鮮鱻には腹の中に肋がある。その味の良さたるや比べるものがない。世の人は鱻鯉の腹の中にある肋を西施乳などと稱しているが、もしこの鮮鱻の肋と優劣を較べたなら、醜女の東施と美女の西施ほどの差があることであろう。」
（三）ここに云う肋は、鷄肋の肋とは違う。どういふものかはよく分らないが、あるいは今云うところの雲腸ではなからうか。

〔注〕

(一) 鮮鱻は未詳。清・陳元龍『格致鏡原』卷九十二、水族類三、鱻の條に、「養魚經、鱻魚、腹下之骨如鋸可勒、故名出。與石首同時、海人以冰養之、而霽於諸郡、謂之冰鮮。」とあるのに據れば、あるいは新鮮な鱻魚の意か。鱻は、通常「ひら」と訓じ、ニシン科の海水魚。現代の中國では曹白魚と稱する。ヒラはわが國で九州以南に産する魚だが、曹白魚は渤海（北海）にも産するといふ。

(二) 原據では「鱻鯉」に作る（次注（三）参照）。鱻鯉はチヨウザメ。「鱻鯉」の形では各種辭書に載せないが、俗稱としては間々見られるようである。

(三) 清・李漁（笠翁は號）『閑情偶寄』飲饌部、肉食第三、零星水族に次のようにある。

其不甚著名而有異味者、則北海之鱒、味竝鱒魚、其腹中有肋、甘美絕倫。世人以在鱒腹中者爲西施乳、若與此肋較短長、恐又有東家西家之別耳。

なお、文中の「東家西家」については、直前に「西施」の名が出ることから「東施と西施」の意に解した。東施は、いわゆる「顰に倣う」の故事で、西施が胸の病のため苦しげに眉を顰めていた様子を見て美しいと思ひ、その眞似をして人々を辟易させた醜女の名とされる。もと『莊子』天運篇に「西施病心而顰其里。其里之醜人見而美之、歸亦捧心而顰其里。其里之富人見之、堅閉門而不出。貧人見之、挈妻子而去之走。彼知顰美、而不知顰之所以美。」と見える話だが、ここには東施という名は見えず、「其里之醜人」とあるのみ。これが何時しか西施の東隣の娘であることになり（例えば李白「效古」詩「自古有秀色、西施與東鄰、蛾眉不可妒、況乃效其顰」等）、さらに東西の施家が存在したことから（『太平寰宇記』卷九十六「勾踐得西施之所、今有西施家東施家」）、東の施家の娘であるということにされた（例えば黃庭堅「次前韻謝與迪惠所作竹五幅」詩「今代捧心學、取笑如東施」等）ものらしい。かくて「東施效顰」「東家效顰」といった成語が流布することになった。

（四）『後漢書』楊脩傳（楊震列傳に附載）に次のようにある。

脩字德祖、好學、有俊才、爲丞相曹操主簿、用事曹氏。及操自平漢中、欲因討劉備而不得進、欲守之又難爲功、護軍不

知進止何依。操於是出教、唯曰雞肋而已。外曹莫能曉、脩獨曰、夫雞肋、食之則無所得、弃之則如可惜、公歸計決矣。乃令外白稍嚴、操於此迴師。脩之幾決、多有此類。

（五）雲腸は、鱒のはらわた。色が白く、形が雲を思わせるところからいう。『和漢三才圖會』卷四十九、吳魚の條に、「其鱒可煮食、或醋浸食亦佳。有菊鱒・雲鱒、其以形色名之、最賞之。」とある。

《二十四》

五雜俎曰、盧曹以海神脛骨爲槍、時人莫能舉。豈真有海神哉。豈有神而死哉。蓋是龍骨矣。元祿年間、讚海網得龍骨。角長一尋、脛骨堪爲槍。予親見之。

【書き下し】

五雜俎に曰く、盧曹、海神の脛骨を以て槍と爲し、時人能く舉ぐる莫し」と。豈に眞に海神有らんや。豈に神にして死する有らんや。蓋し是れ龍骨ならん。元祿年間に、讚海に網して龍骨を得たり。角は長さ二尋、脛骨は槍と爲すに堪ふ。予親ら之を見る。

【譯】

『五雜俎』に、「盧曹は海神の脛骨で槍を作ったが、當時の人

で持ち上げられる者はなかった」とある。どうして本當に海神なるものが存在しようか。どうして神でありながら死ぬなどいふことがあるうか。恐らくこれは龍骨であろう。元祿年間に、讃岐の海で網に龍骨が掛かった。角の長さは二尋で、脛骨は槍とするのに十分であった。私はこの眼で實際にそれを見た。

【注】

(一) 明・謝肇淛『五雜俎』卷五、人部一に、「盧曹以海神脛骨爲槍、時人莫能舉、而惟彭樂舉之。」とある。なお、『北史』卷三十一、盧曹傳に次の記事がある。

神武初起兵、范陽盧曹亦以勇力稱、爲介朱氏守、據薊。神武厚禮召之、以昂相擬、曰、宜來、與從叔爲一曹。曹愠曰、將田舍兒比國士。遂率其徒自薊入海島。得長人骨、以髑髏爲馬皂。脛長丈六尺、以爲一稍。送其一於神武、諸將莫能用、唯彭樂強舉之。未幾、曹遇疾、恫聲聞於外。巫言海神爲祟、遂卒。其徒五百人皆服斬衰、葬畢潛散。

(二) 讃岐で取れた龍骨に關しては、諸書に次のような記載が見られる。

讃岐小豆嶋産、上岳海中ニアリ、漁人網中ニ得タリト云。其ノ骨甚大ニシテ形體略具ル。之ヲ舐メ舌ニ着ケテ之ヲ用フ。其ノ効驗本草ノ主治ト合ス。是レ眞物疑ベキナシ。近世漢渡ノ龍骨アリ。是レ一種ノ石ニシテ眞物ニアラス。木化石ニ近

シ。(平賀源内『物類品鑑』(一七六三年)卷四、鱗部、「龍骨」の條)

小豆嶋産、長サ六尺餘、徑リ尺二近キモノアリ。上黒ク中黒白灰色相雜ル。骨ヨリハ肌密ナリ。亦能古ニ着。(同「龍角」の條)

龍骨は本經に死龍之骨とみえたり。讃岐丸龜の海より出しは牙長さ三尺、重さ三貫目、色紫銅のごとく、播の高砂三浦氏の所藏。近世小豆嶋に出し龍骨・龍齒、疑ふべき物にあらず。今舶來の物を究むるに、多くは木化石也。(谷川土清『和訓栞』前編卷十四(一八〇五年)、「たつ」の條)

《二十五》

傳稱、筑後三毛郡、昔有大樹。朝陽蔭杵島山、夕陽蔭阿蘇山。景行帝西巡、猶見其僵仆。長九百七十丈。蓋樞云。豈扶桑之說所由起與。

【書き下し】

傳に稱す、「筑後の三毛郡に、昔大樹有り。朝陽には杵島山を蔭ひ、夕陽には阿蘇山を蔭ふ。景行帝西巡するに、猶ほ其の僵仆するを見る。長さ九百七十丈。蓋し樞ならん云々と。豈に扶桑の説の由りて起こる所なるか。

【譯】

『風土記』に云う、「筑後の三毛郡に、昔大樹が生えていた。朝陽の時にできる影は杵島山を蔭い、夕陽の時にできる影は阿蘇山を蔭った。景行天皇が西巡した際にも、まだ倒れ伏したその木が見られた。長さは九七〇丈あった。樟^{くすのこ}でであろう。」^三扶桑の説^三の由來になつたものであろうか。

【注】

(一) 原文「櫪」。履軒『書鱧^{えくじり}扶桑木の條に次のように云う。

紀に歷木とかきてクヌギとよめるは、いとおほつかなしや。

この木はまさしく樟なるものを、今その根をけづりてみるに樟の香あり。天下に大木となる木は樟なりとは南華の文にも見えたり。今、この木の跡は、筑後國三池の側、高和泉村にあり。三池は御木の轉音なり。このあたりにては、この木を高田のヲラビ楠とよぶ。また、大楠ともいふ。ここの田の名を上高田・中高田・下高田とてあひならびたり。昔の名の残りたるにぞ。このあたりは木の根残て、今に土中をはひわたれり。井をうがち、池を掘に、この根にさはりてほりぬぬこと多しとぞ。今ある池溝などは、この根おほくさし出たるみゆ。中にも中高田は昔大楠のたてりし處とぞいふ。

ヲラビはさげぶの方言なめり。地上に風ふかぬ時も天つ空

には風あるものなり。この枝葉たかく雲霄に入れば、常に風を受けるゆへにぞ、よるひるなく、轟々と聲あれば、かくは名づけけらし。この木まことは樟なり。樟と楠はよく似たるものなれ。むかしより楠をクスとよめり。すこしたがつたることにはあれど、かつしたがひて楠の字を用へし。

(二) 『釋日本紀』卷十に云う。

公望私記曰、案、筑後國風土記云、三毛郡云々、昔者、棟木一株、生於郡家南。其高九百七十丈。朝日之影、蔽肥前國藤津郡多良之峯、暮日之影、蔽肥後國山鹿郡荒爪之山云々。因曰御木國、後人訛曰三毛、今以爲郡名。櫪木與棟木名稱各異、故記之。

また、『日本書紀』景行天皇十八年の條に云う。

秋七月辛卯朔甲午、到筑紫後國御木、居於高田行宮。時有僵樹、長九百七十丈焉。百寮蹈其樹而往來。時人歌曰、阿佐志毛能、瀾概能佐烏麼志、魔弊免者瀾、伊和哆羅秀暮、瀾開能佐烏麼志。爰天皇問之曰、是何樹也。有一老夫曰、是樹者歷木也。嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵嶋山、當夕日暉、亦覆阿蘇山也。天皇曰、是樹者神木。故是國宜號御木國。

(三) 中國の古文獻中の扶桑に關する記述としては、次のようなものがある。

下有湯谷。湯谷上有扶桑、十日所浴、在黑齒北。居水中、有大木、九日居下枝、一日居上枝。(『山海經』海外東經)

日出于陽谷、浴于咸池、拂于扶桑、是謂晨明。登于扶桑、爰始將行、是謂朏明。至于曲阿、是謂旦明。（『淮南子』天文訓）

扶桑、葉似桑樹、長數千丈、大二千圍。兩兩同根生、更相依倚。是以名之扶桑。（『文選』卷十五、張衡「思玄賦」李善注所引「十洲記」）

なお、『畫鱸えいじり 扶桑木の條に次のように云う。

これはいとめづらしき大木なりけり。もろこしより見えしといふは波路はるかに隔たれど、朝日のさしのぼるほど、日輪の中に木の枝のうちなびきて日の見ゆるなりけり。いかなる木とはしるべきやうはなけれども、枝のすがたの桑に似たればとてなん、扶桑とは名づけけらし。扶とは枝のならびたちてうちなびきたるをいふなり。されば、わが國をも扶桑とぞよびたる。文字にも東は木の中に日あり。日ののぼりて空あきらかなるを杲あきらといふ。木の上に日あり。夜いまだあけず、空くらきを杳やうといふ。木の下に日あり。いづれも扶桑の木によりていふなめり。さらば、昔、黃帝の時、倉頡てふ者の文字をつくりはじめしころより、この木はやくさかへしげりけらし。天地のひらけはじめし時、やがてふた葉をひらきけるにぞ。およそ古物名物は人のめづるものなるを、かかる古物名物は、世にまたならぶ物はなかるべし。この木のくちたふれたるは、いつのころなりやしる人なし。日輪のみならず、

月輪のうちにも、秋の半に月のいづるを、呉會のあたりよりうちながめば、まさしく東にあたるべし。梢はいよあざやかならん。これも扶桑なりとはおもひよらず、おりふし桂の花さくころにしあれば、月の中にも桂ありとて、さまざまにあだしごとをとりそへたる、皆ひがごとにぞ。

《二十六》

木綿二種、木本名古貝、草本名古終。是諸家定説、不可易者。唯謝肇瀾以爲非。言小者是木綿種、出於外國、大者是穀木、剥皮作紙者。是不知木綿自有二種也。夫穀木、治皮如治麻、以作布。謂之卉服、可也。非有花似綿絮、恐不可命以綿也。唐揚行密遺令、穀葛爲衣、桐瓦爲棺。穀之可以爲布彰彰矣。唯非綿種而已。我邦草本綿種、文祿・天正之際、傳自外夷。至今未滿二百年。初延歷中、嘗得縣種而植之。既而絶云。恐是木本矣。方今天下、莫不植木綿。實民生之大利。近歲又獲木本綿種、稍稍流布、庶幾有益。隱德日記曰、初邦人不知紡織綿布。皆麻布裏綿爲袍。名布子。文祿征韓之役、將士還、以其所觀教婦女、始爲之也。

【書き下し】

木綿に二種あり、木本もくほんを古貝こばいと名づけ、草本さうほんを古終こしゆうと名づく。是れ諸家の定説にして、易ふべからざる者なり。唯だ謝肇瀾のみ

以て非と爲す。言ふところは、小なる者は是れ木綿種にして、外國に出で、大なる者は是れ穀木にして、皮を剥ぎ紙を作る者なり、と。是れ木綿に自ら二種有るを知らざるなり。夫れ穀木は皮を治むること麻を治むるが如くして、以て布を作る。之を卉服と謂ふは、可なり。花の綿絮に似る有るに非ざれば、恐らくは命づくるに綿を以てすべからざるなり。唐の楊行密、遺令して、穀葛もて衣を爲り、桐瓦もて棺を爲らしむれば、穀の以て布を爲るべきこと彰彰たり。唯だ綿種に非ざるのみ。我が邦の草本の繭種は、文祿・天正の際、外夷より傳はる。今に至るまで未だ二百年に滿たず。初め延歴中、嘗て繭種を得て之を植う。既にして絶ゆと云ふ。恐らくは是れ木本ならん。方今天下に、木綿を植ふざるは莫し。實に民生の大利なり。近歲又た木本の綿種を獲、稍稍流布して、益有るに庶幾し。隱徳記に曰く、「初め邦人は綿布を紡織するを知らず。皆麻布もて綿を裹みて袍と爲し、布子と名づく。文祿の征韓の役に、將士還り、その觀る所を以て婦女に教へ、始めて之を爲すなり」と。

【譯】

木綿には二種類あり、木本のもを古員、草本のもを古終といふ。これは多くの學者による定説で、變えることは出来なない。ただ謝肇淪だけはそれを間違いだと考えている。その考えに據れば、小さいものは木綿種で、外國から來たものであり、大き

いものは穀木で、樹皮を剥がして紙を作るものだといふ。これは木綿にもともと二種類あることを知らないのである。そもそも穀木というのは、皮を剥ぎ、それを麻の纖維を取るのと同じように加工することによつて、布を作るものである。これを卉の服と呼ぶのはよろしいが、綿絮のような花が付くものではないから、綿とは呼べないであろう。唐の楊行密は、遺言して、穀葛で衣を作らせ、桐瓦で棺を作らせているから、穀で布を作ることができることは明白である。ただ綿花が出る種類のものではないといふだけだ。我が國にある草本の綿種は、文祿・天正の時に外夷から傳つたものであり、今に至るまで、まだ二百年にも滿たない。もともと延歴年間に、綿種が傳わり、これを植えたことがあつたが、まもなく途絶えてしまつたといふ。これは恐らく木本であろう。現在、天下に木綿を植えない所はない。誠に人々の生活上の大いなる利益である。最近ではまた木本の綿種も手に入つて、しだいに世に廣まりつつあり、有益のようである。『隱徳記』に、「はじめわが國の人は木綿を紡いで布を織ることを知らず、みな麻布で綿を包んで綿入れを作り、それを布子と呼んでゐた。文祿の征韓の役の際に、遠征から將兵が歸り、朝鮮で見て來たやり方を女たちに教えてから、始めて木綿の布を作り出したのである」とある。

【注】

(一) 綿状の實をつける樹木に、キワタ(インドワタノキ)とパンヤ(カボック)の兩種があつてしばしば混同されるが、中國でいう「木綿」は前者、すなわちアオイ科キワタ屬の落葉高木で、紅棉・攀枝花・斑(斑) 枝花とも呼ばれる。中國においては、『宋書』杜慧度傳に、「高祖踐阼、進號輔國將軍。其年、率文武萬人南討林邑、所殺過半、前後被抄略、悉得還本。林邑乞降、輸生口・大象・金銀・古貝等、乃釋之。遣長史江悠奉表獻捷。」、『南史』夷貊傳上に、「林邑國、本漢日南郡象林縣、古越裳界也。……又出瑇瑁・貝齒・古貝・沉香。古貝者、樹名也、其華成時如鵝毳、抽其緒紡之以作布、布與紵布不殊。亦染成五色、織爲斑布。」と、林邑國(今のベトナム中部)からの傳來が記録されている。

(二) いわゆる綿花を指す。東インド・アラビア等に原産するアオイ科の一年生栽培草本。花後、球状の果實を結び、熟すると裂開して綿毛を有する種子を出す。明・李時珍『本草綱目』卷三十六、木之三、木綿の條に、「古終。〔時珍曰、木綿有二種。似木者名古貝、似草者名古終。或作吉貝者、乃古貝之訛也。梵書謂之睽婆、又曰迦羅婆劫。〕」とある。なお、『資治通鑑』卷百五十九、梁紀十五に「身衣布衣、木罽皂帳」の句(『梁書』武帝紀下の文に基づく)があるが、宋・史炤の『通鑑釋文』では、該句に對して、草本の綿花から木綿絲もめんいとを製する方法を、次

のごとく詳細に注記する。

木綿、江南多有之、以春三月之晦下子種之。既生、須一月三薈其四旁。失時不薈、則爲草所荒穢、輒萎死。入夏漸茂、至秋生黃花結實。及熟時、其皮四裂、其中綻出如綿。土人以鐵鋌碾去其核、取如綿者、以竹爲小弓、長尺四五寸許、牽弦以彈詔、令其勻細。卷爲小箭、就車紡之、自然抽緒、如纒絲狀、不勞紡績、織以爲布。自閩・廣來者、尤爲麗密。方曰白、閩・廣多種木綿、樹高七八尺、葉如柞、結實如大菱而色青、秋深即開露、白編茸然。土人摘取、去殼、以鐵杖捍盡黑子、徐以小弓彈令紛起、然後紡績爲布、名曰吉貝。今所貨木綿、特其細緊者耳。當以花多爲勝、橫數之得百二十花、此最上品。海南蠻人織爲巾、上出細字雜花卉、尤工巧、即古所謂白疊巾。これに據れば、宋代には中國でも綿花の栽培、加工が行われるようになっていたと考えられる。

(三) 謝肇淪『五雜俎』卷十の左の一條を指すか。

丘文莊謂棉花自元始入中國、非也。棉花雖有草木二種、總謂之木棉花。其實木種者、乃班枝花、非棉花也。唐李商隱詩、木棉花發鷓鴣飛。通鑑、梁武帝、木棉皂帳。史炤註釋甚詳。與今棉花無異、但云江南多有之。今則燕・魯・燕・洛之間盡種之矣。豈元時始求種於江南、而令北地種之耶。若謂自虜地入中國、則虜地何嘗有棉花。漢中行説、教匈奴得漢繡絮、馳荊棘中、即裂、示不如氍毹之厚也。況棉花極畏寒、齊地若霜

早、則花皆無收。故宜於闔・廣。今反謂其自北而至、可乎。

(四) 前注に引用した『五雜俎』卷十の一條においては、木綿もくめんの本木は斑枝花であり綿花ではない、と云うのみで、紙の原料となる穀木を指すとは述べていない。斑枝花は、注(一)に示した通りキワタの別稱であるから、文中に「非棉花也」とあるのは、草本の棉花ではないの意に取るべきだと考えられ、従つてこの『五雜俎』の記事に據る限りでは、謝氏の認識に特に誤りがあるとは受け取れない。

(五) 穀木の用法については、次條《二十七》の原注を参照。

(六) 『尚書』禹貢「高夷卉服」句の孔安國傳に、「南海島夷、草服葛越」、孔穎達疏に、「舍人曰、凡百草一名卉。知卉服是草服、葛越也。葛越、南方布名、用葛爲之」とある。

(七) 『新唐書』楊行密傳に、「卒、年五十四。遺令穀葛爲衣、桐瓦爲棺。夜葬山谷、人不知所在。諸將諡曰武忠。」とある。

(八) 貝原益軒『和漢名數大全續編』(一六九五) 動植第十三、爲衣五物の條に云う。

篤信謂、本邦古者、土庶不能衣帛者、皆以桑麻爲服、無絮。寒月重袷衣、隆寒之時、苦難防禦。近古棉布雖自外國來、未有其種、服之者鮮矣。文祿年中、始傳其種入于本邦、徧布于天下、地無南北、皆宜之。人無士庶、皆賴之爲布爲著、竝用之、其利廣矣。

益軒は「格物餘話」および『大和本草』卷六、木綿の條にも

右と同内容を述べる。また、益軒の養子、貝原好古の『大和事始』(一六九七年) 卷六、動植門、木綿の條にも、次注(九)所掲の『類聚國史』を引いた後に云う。

是日本に木綿キワタある始也。中世より其種を失しにや絶たりけるを、文祿年中に重て其種を傳て日本に入り、あまねく天下にしけり。

同様に、小野蘭山『本草綱目啓蒙』(一八〇三・六年) 卷三十二、木之三、木綿の條にも云う。

草綿ハ今諸國ニ栽ルワタナリ。菅公ノ類聚國史百九十九卷ニ、桓武天皇延歴十八年七月、有一人乘小船漂着參河國。是、崑崙人ニシテ木綿種ヲ持リ。同十九年四月ニ其種ヲ紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐及太宰府等諸國ニ賜フト云。是、草綿ノコトナルベシ。其後中絶シテ綿ナシ。百八代後陽成院御宇文祿年中ニ、種子再ビ渡リテ普ク天下ニ布ト云。

右はいずれも文祿年間(一五九二―一五九六年)の傳來を説くもの。これに對し、松井壺峯『野語述説』(一六八四年) 雜編卷之下、木綿の條では、木綿種は永祿(一五五八―一五七〇年)・天正(一五七三―一五九二年)の間に中國より傳來したと説く。履軒が「文祿・天正」の時に傳わつたと述べるのは、これらを折衷したものか。ただし、實際のところ、わが國における木綿栽培の歴史はさらに遡ると考えられ、例えば、三浦淨心『慶長見聞集』卷三、「關東衣服昔に替る事」の條に次のよ

うにある。

扱又我若き頃、三浦に六十ばかりの翁あり。語りしは、大永元年の春、武藏の國熊ヶ谷の市立ちしに、西國の者木綿種を持來りて賣買す。是を調法の者かかと、買ひとりて植ゑつれば生ひたり。皆人は是を見て、次の年又西國の者持ち來るを、三浦の者共、熊ヶ谷の市に出でて買ひ取り、植ゑぬれば、四年の内三浦に木綿多し。三浦木綿と號し諸國に賞翫す。夫より此方このかた關東にて諸人木綿を着ると語る。然る時は木綿、關東に出來始まること、大永元年より慶長十九年、當年までは九十四年此方と知られたり。

喜多村筠庭『嬉遊笑覽』（一八三〇年）卷之二上にはこれを引いた後、次の按語を附す。

：とあれば、文祿中に渡りしといふ説は誤なり。〔慶長十九年は文祿元年よりわづかに二十三年なり。〕且つ三浦氏の記、大永元年始てわたりしといふにはあらず、西國にはそれより先に種そめけむはいづばかりにか。但しその程近き事には有べし。〔朝鮮には洪武二十二年大元より種來るよし『東國通鑑』に見えたるに、こゝに文祿に渡れりといふは、あまりにおくれたるに似たり。必誤なり。〕

大永元年は西歷一五二二年。筠庭の云う『東國通鑑』（貝原益軒『大和本草』卷六、木綿の條にも引く）とは、その卷五十四、高麗紀、恭讓王元年（明・洪武二十二年、西歷一三九九年）

の條に載せる文益漸の罷免記事を指すが、該條には文益漸がつて元に使して木綿種を持ち歸つたことを附載する。なお、近年の研究でも、わが國に木綿の栽培が定着するのは十五・六世紀のこととされている。

〔九〕延歴年間の木綿種の傳來については『日本後紀』に見える。延歴十八（七九九）年七月の條に云う。

是月、有一人乘小船、漂着夢河國。以布覆背、有犢鼻、不着袴、左肩著紺布、形似袈裟。年可廿、身長五尺五分、耳長三寸餘。言語不通、不知何國人。大唐人等見之、僉曰、崑崙人。後頗習中國語、自謂天竺人。常彈一弦琴、歌聲哀楚。聞其資物、有如草實者。謂之綿種。依其願令住川原寺、即賣隨身物、立屋西郭外路邊。令窮人休息焉。後遷住近江國國分寺。また、延歴十九（八〇〇）年四月庚辰の條（『類聚國史』卷百九十九、『崑崙』所引の逸文）に云う。

以流來崑崙人所賣綿種、賜紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土左及大宰府等諸國、殖之。其法先簡陽地日壤、掘之作穴。深一寸、衆穴相去四尺。乃洗種漬之、令經一宿、明旦殖之。一穴四枚、以土掩之、以手按之。每日水灌、常令潤澤、待生芸之。

〔一〇〕「隱徳記」は「陰徳記」の誤。香川正矩『陰徳記』卷七十八、高麗城番之事并石田安國寺讒廣家事に次のようにある。（米原正義校訂、マツノ書店（一九九六年）本に據る。）

角テ同三月迄ニ尉山ノ廣普請成就セシカハ、加藤主計頭ヲ入置、セツガイノ城ニハ黒田甲斐守、……其外殘ル諸將ハ歸朝スヘキ旨、大閣公宣ケル間、同六月ニ皆我朝ヘ歸船シ、直ニ至伏見上著セシカハ、今度朝鮮ニ於テ戰功ヲ勵シ輩、其輕重ヲ糺シ、其々ニ被感下ケリ。此時迄ハ日本ニ木綿ヲ織ト云コト無カリケルヲ、高麗ヨリ諸人歸來テ、婦女ニ教シメテ木綿ヲ絲ト成、織ケルコトハ始リケリ。自是先ハ下臈ハ布子ト云テ布ヲ表裏ニシ、中ニ綿ヲ入テソ著タリケル。

《二十七》

古語拾遺曰、令長白羽神種麻、以爲青和幣。今天日鷲神以津咋見神穀木種殖之、以作白和幣。是木綿也。又曰、令天富命率日鷲命之孫、求肥壤、遣阿波國、殖穀・麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年、貢木綿・麻布。鴻荒之世、姑不議。但記此之時、有穀木作布必矣。其餘邦乘詞流、稱木綿、不可舉記。不知者以爲古貝古終之類、或以爲紙也。皆謬。但命以木綿、暗與謝肇澗合。是爲未隱。然物名填字、往往乖謬。奚容疑。

【按本草、楮一名穀。李時珍曰、楮本作杓。其皮可績爲紵故也。陶弘景曰、楮即今構樹也。南人呼穀紙、亦爲楮紙。武陵人作穀皮衣。甚堅好。陸璣曰、江南人績其皮以爲衣。段成式曰、今楮紙用之最博、楮布不見有之。時珍曰、雄者皮斑、而

葉無極。三月開花、成長穗、如柳花狀、不結實。雌者皮白、而葉有極。又亦開碎花、結實如楊梅。南人剥皮、擣煮造帚。亦緝練爲布、不堅易朽。】

【校】

（一）底本は「不」を「衣」に誤る。『本草綱目』の文面（注（五）所掲）に従い改めた。

【書き下し】

古語拾遺に曰く、「長白羽神をして麻を種ゑて、以て青和幣と爲さしむ。天日鷲神をして津咋見神の穀木を以て之を種殖して、以て白和幣を作らしむ。是れ木綿なり」と。又た曰く、「天富命をして日鷲命が孫を率ゐて、肥壤を求め、阿波國に遣はして、穀・麻の種を殖ゑしむ。其の裔、今彼の國に在り、大嘗の年に當りて、木綿・麻布を貢る」と。鴻荒の世は、姑く議せず。但だ此を記すの時、穀木有りて布を作れること必せり。其餘の邦乘・詞流に、木綿と稱するは、擧げて記すべからず。知らざる者は、以て古貝・古終の類と爲し、或いは以て紙と爲すなり。皆謬なり。但だな命づくるに木綿を以てするは、暗に謝肇澗と合す。是れ未だ隱やかならずと爲す。然れども物の名に字を填むるは、往往にして乖謬す。奚ぞ疑ひを容れんや。

【本草を按ずるに、楮は一に穀と名づく。李時珍曰く、「楮は本杓に作る。其の皮、績きて紵と爲すべきが故なり」と。

陶弘景曰く、「楮は即ち今の構樹なり。南人、穀紙を呼びて、亦た楮紙と爲す。武陵の人、穀皮の衣を作る。甚だ堅好なり」と。陸璣曰く、「江南の人、其の皮を績ぎて以て衣と爲す」と。段成式曰く、「今、楮紙は之を用ふることも最も博きも、楮布は之有るを見ざるなり」と。時珍曰く、「雄は皮斑にして、葉に極無し。三月に花を開き、長穂を成すこと柳花の状の如くして、實を結ばず。雌は皮白くして、葉に極有り。又た亦た碎花を開き、實を結ぶこと楊梅の如し。南人皮を剥ぎて、搗煮して昏を造る。亦た絹練して布を爲るも、堅からずして朽ち易し」と。】

【譯】

『古語拾遺』に、「長白羽の神に命じて、麻を植えて、青和幣とさせた。天日鷲の神と津昨見の神とに命じて、穀木を植えて、白和幣を作らせた。これが木綿である」とある。また、「天富の命に命じて、日鷲の命の子孫を引き連れて、肥沃の地を求めて阿波の國に派遣して、穀や麻の種を植えさせた。その末裔が現在その國に住んでいて、大嘗祭がある年には、木綿・麻布を献上する」とある。大昔のことについてはしばらく措くとして、このことを記した時代に穀木で布を作っていたことは確實である。その他のわが國の史書や詩歌の類に「木綿」と稱する例は、一々擧げ切れない。知らない者は、これを古貝や古終の類だとか、或

いは紙だとか思い込んでゐるが、いずれも誤りである。ただ、「木綿」と名づけているのは、偶然にも謝肇淪の説と合致してゐて、この點やや隱當でない。とはいへ、物の名前に字を當てはめようとする場合には、常に間違いが起きるものである。どうして疑う餘地があろうか。

【「本草」によると、楮は穀とも呼ばれる。李時珍は云う、「楮の字は、もと柎の字を書いた。その皮は紡ぐと紵(麻絲)のようになるからである。」陶弘景は云う、「楮は今の構樹のことである。南方の人は穀紙のことをやはり楮紙と呼んでゐる。武陵の人は穀の皮で衣を作り、とても堅くて頑丈である。」陸璣は云う、「江南の人は穀の皮を紡いで衣を作る。」段成式は云う、「今、楮紙は最も廣く用いられてゐるが、楮布は使われている例を見ない。」時珍は云う、「楮の雄は樹皮が斑で、葉には極(切れ込み)がない。三月に花を開き、柳花のような形状の長い穂を作るが、實は結ばない。雌は皮が白く、葉に極叉がある。また碎花(細かい花)を開き、楊梅のような實をつける。南の人は、この樹の皮を剥ぎ、搗いたり煮たりして紙を造る。また紡ぎ練つて布を作るが、その布は丈夫でなく朽ちやすい。」】

【注】

(一) 『古語拾遺』に、「爰思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉

神率諸部神、造和幣。仍令石凝姦神〔天糠戸命之子、作鏡遠祖也。〕取天香山銅、以鑄日像之鏡。令長白羽神〔伊勢國麻績祖、今俗、衣服謂之白羽、此縁也。〕種麻、以爲青和幣〔古語、爾伎呂〕。令天日鷲神與津咋見神穀木種殖之、以作白和幣〔是木綿也。已上二物、一夜蕃茂也。〕とある。この「令天日鷲神與津咋見神」を、底本では「令天日鷲神以津咋見神」にて訓じたが、【譯】は「古語拾遺」の文面に從つた。

(二) 『古語拾遺』に、「令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地遣阿波國殖穀麻種。其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種種物。所以郡名爲麻殖之縁也。天富命、更求沃壤、分阿波齋部、率往東上、播殖麻穀。好麻所生、故謂之總國。穀木所生、故謂之結城郡。〔古語、麻謂之總。今爲上總下總二國、是也。〕」とある。

(三) 履軒『畫鑑』「穀・楮・構・コウゾ・ユフ・カヂ」の條にも次のように述べる。

これは今の世に紙にすく木なり。いにしへはこの木皮をとりて布に織たり。此を白にぎてといふは、麻布を青にぎてといふに對してなん。ならびに神に奉る時の名なり。常に人の服にするものゆへ、神にも奉るなり。神に奉るとてべちにつくるにはあらず。これに木綿の文字をあてたるは昔よりの謬なめり。木綿は白氈とて外國にありし物なり。もろこしにも

この種おそくわたりぬ。ましてわが國にて白氈は人の國にて木の皮もて織たる物にて、其名を木綿といふと聞ひがみて、やがてわが國の穀布に木綿の名をあてたるなめり。このまどひは後までもとげがたしや。もし、この木綿の二字をすてて、唯ゆふとのみひいたらば、さはることなかるべし。……およそ今の物を本として古へをかたるは大なるひがごとこそ。今の紙は上古よりありなどいふ人も世にはありとかや。われらが凡智のしらぬことにぞ。

(四) 前條〔二十六〕を參照。

(五) 以下の、『本草』の語、李時珍の語、および陶弘景・段成式・陸璣らの引用は、いずれも李時珍『本草綱目』卷三十六、木部三、楮の條に見える。『綱目』の當該部分を示せば次の通り。

楮。

【釋名】穀、亦構桑。〔頌曰、陸璣詩疏云、構、幽州謂之穀桑、或曰楮桑。荊楊・交廣謂之穀。時珍曰、楮本作・。其皮可績爲紵故也。楚人呼乳爲穀。其木中白汁如乳、故以名之。陸佃埤雅、作穀米之穀、訓爲善者、誤矣。或以楮構爲一物者、亦誤矣。詳下文。〕

【集解】別錄曰、楮實生少室山、所在有之。八月、九月采實。日、乾四十日成。弘景曰、此即今構樹也。南人呼穀紙亦爲楮紙。武陵人作穀皮衣、甚堅好。恭曰、此有二種、一種皮有斑

花文、謂之斑、穀今人用皮爲冠者一種皮白無花、枝葉大相類。但取其葉似葡萄葉作瓣而有子者爲佳。其實初夏生、大如彈丸、青綠色、至六、七月斬深紅色、乃成熟。八、九月采、水浸去皮、穰、取中子。段成式西陽雜俎云、穀田久廢、必生構。葉有瓣曰楮、無曰構。陸氏詩疏云、江南人績其皮以爲布。又搗以爲帟、長數丈、光澤甚好。又食其嫩芽、以當菜茹。今楮帟用之最博、楮布不見有之。醫方但貴楮實、餘亦稀用。大明曰、皮斑者是楮、皮白者是穀。時珍曰、按、許慎說文言楮、乃一種也、不必分別、惟辨雌雄耳。雄者皮斑而葉無楹叉、三月開花成長穗、如柳花狀、不結實、歟年人采花食之。雌者皮白而葉有楹叉、亦開碎花、結實如楊梅、半熟特水操去子、蜜煎作果食。二種樹並易生、葉多澀毛。南人剥皮搗煮造帟、亦績練爲布、不堅易朽。裴淵廣州記言、蠻夷取穀皮熟捶爲揭裏刷布、以擬毡、甚暖也。其木腐後生菌耳、味甚佳好。

なお、右の【集解】以下の記載中に、段成式『西陽雜俎』の引用があるが、『西陽雜俎』には「構、穀田久廢、必生構。葉有瓣曰楮、無曰構」（卷十八、廣動植之三、木篇）の部分があるのみで、「陸氏詩疏云」より以下の、履軒が段成式の語として引用する「今楮帟用之最博、楮布不見有之」を含む部分は見えない。宋・唐慎微『證類本草』卷十二、楮の條には、「圖經曰」の標題下に「今楮紙用之最博、或用其灰、止金創出血甚効。楮布不見有之」の語が見える。従つてこの語は本来、『蜀本草

圖經』の文（もしくはそれに補入された唐慎微の語）の一部と
いうことになる。

（六）唐慎微『證類本草』卷十二に、「陶隱居云、此即今穀、音構樹也。仙方採搗取汁和丹、用亦乾服、使人通神見鬼。南人呼穀紙、亦爲楮紙。武陵人作穀皮衣、又甚堅好爾。」とある。

（七）陸璣『毛詩草木鳥獸蟲魚疏』卷上。「毛詩」小雅、鶴鳴「其下維穀」句に對する注解の文。文面は注（五）所掲の『本草綱目』所引のものを参照。

（八）段成式の語については注（五）を参照。

《二十八》

鶴林玉露曰、洛陽謂牡丹爲花、成都人謂海棠爲花。尊貴之也。

此方謂佐九羅爲花、亦是之類。佐九羅蓋海棠之類屬。

【書き下し】

鶴林玉露に曰く、「洛陽には牡丹を謂ひて花と爲し、成都の人は海棠かいだうを謂ひて花と爲す。之を尊貴するなり」と。此の方、佐九羅を謂ひて花と爲すは、亦た是の類なり。佐九羅は蓋し海棠の類屬ならん。

【譯】

『鶴林玉露』に、「洛陽では牡丹を花と呼び、成都の人々は海棠を花と呼ぶ。それぞれの花を尊んでのことである。」^三我が國でサクラのことを花と呼ぶのも、この類である。サクラは海棠の仲間であるらしい^{三〇}。

【注】

(一) 『鶴林玉露』丙編卷一に、「洛陽人謂牡丹爲花、成都人謂海棠爲花、尊貴之也。亦如稱歐陽公、司馬公之類、不復指其名字稱號。然必其品格超絶、始可當此。不然、則進而君公、退而爾汝者多矣。」とある。

(二) 履軒『畫鱗』「樺・瓊華・サクラ・カバザクラ・カニバザクラ」の條に次のように云う。

樺は總名なるを、とりわきてはカバザクラといふ。カニバザクラともいふ。カバの木立、花のやう、今のサクラにかはることすくなし。唯、花の數多からで、ひかりおとれり。いかなれば其子其孫とうまれわかれたるは、ひかりにほひ世にならぶものなし。されば花とだにいへばサクラのこととなりぬ。もろこしにも牡丹・海棠にかかるためしありとなん。司馬相如の賦に華楓樺榿といへり。華はすなはち樺なり。むかしの人さばかりめづる心もなく、また世のすをさとりしにもあらぬを、よくぞ華の木てふ文字をさだめおきたる。外に

文字をたづぬるはあぢきなしや。

海棠もことたがへり。詩賦にも用ゆまじきことにぞ。サクラとは、この木の本稱なれば、すべて大小諸種をあはせていふべし。カバとは皮でふ心なるべし。皮の用、わきてよろしきをカバザクラといひ、八重にさくをヤエザクラといひ、彼岸會にさくをヒガンザクラといふ。名と氏と同獨のわかちあるがごとし。おしなべていへばみなみなひとつサクラなりけり。サクラすなはち樺にこそ。

履軒の兄・竹山は、サクラは中國の海棠に當たるとの見解を持つていた(『芳山紀行』)が、履軒は右掲の文に見えるように、サクラは海棠ではなく樺であると考へていた。本條で履軒は、サクラは樺だとは述べず海棠の仲間だと云つてゐるが、これは自説定立以前の未定の論ということになるのであろうか。あるいは海棠の仲間(「類屬」)ではあつても海棠そのものではない、ということなのか。その眞意は今一つ判然としない。伊藤圭介『錦粟植物圖説』薔薇科、櫻譜に、履軒の高弟、三村崑山の語を引いて次のように云う。

三村崑山先生云、吾邦サクラノ木古來櫻ヲ以テコレニ當ツ。又或ハ海棠ヲ以テ當ルモノアリ。櫻ハ固ヨリ不可ナリ。海棠其種又自カラ殊ナリ。吾國ノサクラハ樺ノ字充當ナリトス。樺ハ印板二用ユル木ナリ。其皮器械ヲ纏束スルノ用アリ、故ニカバサクラト稱ス、又カニハサクラト稱ス。但シ吾邦ノ風

土樺ニ宜キヲ以テ變生ノモノ甚タ多シ。單瓣、重瓣、垂絲、彼岸ノ如キ、其他品類ナヲ類タ、シ。是樺ナルモノハ、母ニシテ、變生スルモノハ、皆兒孫ナリ。唯母ハ花ヲ着ル事少クシテ、白色青ヲ帶ルコト梨花ノ如シ、却テ兒孫ノ艶麗ニ及バズ。故二人是ヲ察セズ、樺ヲ以テ他木トセリ。海棠ヲ當ルハ猶其花似タル所アリ、櫻ヲ當ルハ殊ニ謂レナシトス。櫻ハ櫻花ト連用ス、未ダ單ニ櫻ヲ以テ本名トスルモノヲ聞ズ。蓋シ櫻桃ハ櫻モト嬰ニ作ル。其實桃ニ似テ小ナルコト猶嬰兒ノ如キヲ以テ名ク。後人遂ニ木傍ヲ加フ。隨テ音ヲ異ニスルノミ。然シテ漢土ハ牡丹海棠ヲ以テ花ト稱ス、吾邦ハサクラヲ以テ花ト稱ス。而シテ櫻ハ木ニシテ花ナリ、樺ノ字コレニ當ルモ亦奇ナリ。樺又華ニ作ル、相如ガ上林賦ニ華楓檉榿コレナリ。是我師履軒先生ノ話ナリ。余謂フニ樺ノ字ノ華ニ從フ、又其華アツテ實ヲ食フベキ無ヲ以テスルカ。櫻ヲ以テサクラトスルハ、ナヲ萩ヲ以テハギトシ、カスミヲ以テカスミトスルガ如シ。誤リ甚シ。蓋シ樺ハ吾國ニ宜シク漢土ニ宜シカラサルヲ以テ、彼方之ヲ賞スルモノナシ。橘ノ積ニ化スル一淮水ノ間ニ過ギズ。況ヤ海棠萬里ヲ隔テ、風土遙カニ同ジカラズ、遂變生ノモノ多シ。何ソ獨リ樺ニ於テコレヲ疑ハン。故ニ余嘗テ師ノ説ニ據シテ斷然トシテ樺ヲ以テサクラノ土名トス。

(名古屋大學附屬圖書館HP電子展示「錦窠圖譜の世界―伊藤圭介文庫」に據る。)

崑山が師説として引いている點から考えれば、履軒が晩年に至るまで「サクラ樺」説を堅持していたのは確實である。なお、サクラを海棠に當てる江戸期の人士の考えや、それに對する履軒の見解については、湯城吉信「中井履軒の名物学―その『左九羅帖』『畫鱸』を読む」(武田科學振興財團杏雨書屋『杏雨』十一號、二〇〇八年)を参照。因みに、今日の生物學上の分類に従えば、サクラは、バラ科サクラ屬(Cerasus)に屬する植物の總稱であり、一方、樺は、カバノキ科カバノキ屬(Betula)に屬する樹木の總稱であり、また、海棠も、西府海棠・垂絲海棠・貼梗海棠・木瓜海棠等、バラ科リンゴ屬(Malus)またはボケ屬(Chaenomeles)に屬する植物の總稱であるから、いずれもサクラとは別種である。

《二十九》

幽冥録曰、水蠅裸形人身、長三五尺、大小不一。頭載盆、受水。只得水勇猛、失水無力。是所謂河太郎也。近見圖本、腹背有甲、手足縮入。背如龜。頭盆凹陷、而有蓋、如蚌蛤。身青眼圓。手足有蹠。

【書き下し】

『幽冥録』に曰く、「水蠅は裸形人身にして、長さ三五尺、大

小一ならず。頭に盆を載せ、水を受く。只だ水を得れば勇猛、水
を失へば力無し」と。是れ所謂河太郎かたろうなり。近ごろ圖本に見るに、
腹背に甲有りて、手足縮み入る。背は龜の如し。頭の盆は凹あふか陥し
て、蓋ふた有ること蚌蛤ばうかの如し。身は青くして眼は圓かなり。手足に
蹠はく有り。

【譯】

『幽冥録』に、「水蠅すゑは、體毛がなくて人間の姿をしており、
體長は三尺から五尺ほどで、大きさは一定でない。頭に盆を載せ
ていて、そこに水を容れる。盆に水を得さえすれば勇猛になるが、
水を失うと力を失う」とある。これはいわゆる河太郎（河童）の
ことである。最近ある圖本で見たとこころ、腹と背中に甲羅が
あつて、手足を縮めて引つ込めることができ、背中は龜のよう
である。頭の盆は凹んでいて、蛤はまのように蓋がついている。身體は
青く眼は丸く、手足に水かきが付いている。

【注】

(一) 蠅字は、一般にイン（キン）の音、龍蛇が動くさまの意が
あるが、別に、『廣韻』卷三、上聲、三十二皓韻に「蟲名。如
猿、常地下食人腦。」とあるように、音はオウ（アウ）、人の腦
を食らう動物の意もある。ここは妖怪の類の名であるから、後
者の意に取りオウと讀むべきところであらう。

(二) 現行の『幽冥録』（南朝宋・劉義慶撰）にはこの文章は見
えないが、直海龍『廣大和本草』（二七五九年）卷十、獸部、
水蠅の條に、『幽冥録』に云うとして、「水蠅一名蠅童、一名水
精。裸形人身、長三五尺、大小不一、眼耳鼻舌唇皆具。頭上戴
一盆、受水三五升。只得水勇猛、失水則無猛力氣。蒙古人呼曰
水精。」の一文を引く。

(三) ここにいう「圖本」が何を指すかは未詳であるが、履軒
『畫蠅えくじ』の中の島圖書館所藏本には「享和辛酉水戸浦所捕河童
圖」の貼り紙があり（手稿本・懷徳堂本には無し）、その詞書
に次のように述べる。（湯城吉信「中井履軒『畫蠅』翻刻・解
説」へ大阪大學大學院文學研究科・文學部懷徳堂センター『懷
徳堂センター報二〇〇七』に據る。）

當六月朔日、水戸浦より上げ候河童、丈三尺五寸餘、重サ
拾貳貫目有之候。殊之外、形より重く御座候。海中にて赤子
の鳴聲夥敷いたし候間、獵師の船にて乗廻り候得ば、海の底
にて御座候故、網を下し候へば、いろいろの聲仕候。夫より
さし網を引廻り候へば、蝸網の内へ拾四五疋入申候、おど
り出、おどり出、逃申候。船頭ども棒かひ杯にて打候へば、ね
ばり付、一向にかひ杯さき不申候。その内、壹疋、船の中へ
飛込候故、とま杯押かけ、其上よりたたき打殺し申候。其節
までやはり赤子の鳴聲致申候。河童の鳴聲は赤子の鳴聲同様
に御座候。打殺候節、屁をこき申候。誠に堪がたきにはひに

て船頭杯後に煩ひ申候。打候棒かひ抔青くさき匂ひいまだ去り不申候。尻の穴三つ有之候。物體骨なき様に見得、尻の音はいたさず、すつすつと計申候。打候得ば、首は胴の中へ八分程入申候。胸かた張出し脊むしの如くに御座候。死し候。

首引込不申候。當地にて度々捕へ候。此度上り候程、大きな重きは只今迄上り不申候。珍敷候間申進候。已上。

この圖に基づいて描いたと思われる圖が中之島圖書館藏本『左九羅帖』に載る。(『懷徳堂センター報二〇〇七』口繪第四葉を参照。)また、『書鱷』本文「水蠅・河童・カハトラウ・カハツハ」の條には次のように述べる。

いづこにもあるものなれど、ことの外、足はやくて人にとらるることまれなり。河邊に兒を籠にとられしといふは大かたはこの物なりけり。九州には殊におほし。

ところで、右に掲げた資料の記述では、本條に云う「頭の皿の蛤のごとき蓋」といった特徴的な形態には觸れられていない。この點に關して、「寛永年中豊後肥田ニテ捕候水虎之圖」なる圖幅が川崎市民ミュージアムに所藏されているが、實はその詞書に述べる内容に、本條の記す所とよりよく一致する要素が含まれている。その詞書を掲げれば次の通り。

頭ノ皿ニ蓋アリテ蛤ナドノ如ク打カブリ深サ一寸許アリ齒ハ龜ノ如シ。奥齒上下四枚トガリ齒ナリ。ノ背ノ色龜ノ如シ。堅サモ龜ニ同ジ。腹モ龜ノ如シ。脇腹ニ柔ナル立筋アリ。爰

ヲ執候得バ働コトナリガタシ。ノ手足トモ縮候得者龜之如ク甲ノ内へ入ル。手足ノ節ウラガヘシニモ前ニモ自由ニマガル。尻ハ龜ノ如キ一寸四五分ノトガリ尻アリ。ナマダサキコト甚シ。

この圖には複数の寫本が存在したようで、喜多村筠庭『筠庭雜録』(文政・天保頃)河童の條には、鍋島攝津守所藏の「寛永年中豊後國肥田にて捕へたる河童の圖」の模寫と詞書とを載せるが、いずれも川崎市民ミュージアム藏のものと一致する。履軒はこの「寛永豊後肥田水虎圖」系統の一本をも目睹していたかもしれない。

〈なばたよしのり／本学教授〉